

史跡明石城跡保存活用計画



令和2年(2020)9月
兵庫県

例言

1. 本書は、兵庫県明石市に位置する史跡 明石城跡の保存活用計画である。
2. 本計画の策定は、平成 30 年から令和 2 年の 3 か年にわたって実施した。
3. 本計画の策定にあたり、専門分野の有識者で構成される「史跡明石城保存活用計画検討委員会」を設置して審議を行った。
4. 本計画の策定にあたり、文化庁文化財第二課、明石市 市民生活局 文化・スポーツ室 文化振興課から指導・助言を得た。
5. 本計画の策定に関わる事務は兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課が担当した。
6. 本計画の策定支援業務を株式会社スペースビジョン研究所に委託した。

史跡明石城跡保存活用計画 目次

例言

第1章	はじめに	1
1-1	背景	1
1-2	検討の目的	2
1-3	検討体制	3
1-4	本計画の位置付け	4
1-5	計画対象範囲	5
第2章	史跡明石城跡を取り巻く環境	7
2-1	明石市の市勢	7
2-2	自然的環境	8
2-3	歴史的環境	11
2-4	社会的環境	16
第3章	史跡明石城跡の概要	27
3-1	史跡指定の状況	27
3-2	史跡指定地内の重要文化財の指定状況	29
3-3	明石城跡の歴史的変遷	30
3-4	明石城跡の調査成果	51
3-5	現状変更の履歴	58
第4章	史跡明石城跡の価値と構成要素	60
4-1	本質的価値	60
4-2	本質的価値の構成要素等	63
4-2-1	構成要素等	63
4-2-2	史跡明石城跡の概要	66

第5章 現状・課題	116
5-1 史跡の保存管理の現状と課題	116
5-2 史跡活用の現状と課題	119
5-3 史跡整備の現状と課題	126
第6章 保存管理、活用の目標と基本方針	128
6-1 保存管理、活用の目標	128
6-2 保存管理、活用の基本方針	128
第7章 保存管理方法	130
7-1 保存管理の考え方	130
7-2 保存管理の方針	132
7-3 地区別の保存管理・活用の方針	134
7-4 現状変更等の取り扱い基準	135
第8章 活用	140
8-1 活用の基本的考え方	140
8-2 活用の方向性	140
第9章 整備	142
9-1 整備の基本的考え方	142
9-2 整備の方向性	142
第10章 運営・体制整備	145
10-1 運営・体制整備の基本的考え方	145
10-2 運営・体制整備の方向性	145
第11章 施策の実施計画の策定・実施	147
11-1 施策の実施計画	147
11-2 施策の実施計画の区分	147
第12章 経過観察	149
12-1 経過観察の方向性	149
12-2 経過観察の方法	149

第1章 はじめに

1-1 背景

本計画で対象とする史跡明石城跡は兵庫県中南部、東経 135 度日本標準時子午線上にあつて、阪神都市圏と播磨都市圏が接し、瀬戸内海を隔てて淡路島を望む明石市の東部に位置する。県立明石公園に含まれ、公園面積 54.8ha のうち 27.4ha が国史跡に指定されている。

明石城は、近世、京・大坂の西に近接する山陽道筋にあたり、南は明石海峡に面する水陸交通の要衝に立地することから、江戸幕府により西国諸藩に対する押さえの地として重要視され、元和 5 年（1619）に築城が開始された。正月から 8 月までは幕府による本丸、二ノ丸等の石垣、三ノ丸の石垣、土塁及び周辺の堀の普請が行われ、同年 9 月からは明石藩による櫓、御殿、城門、塀等の作事が始められ、その用材は廃城となった三木城、船上城等の資材が用いられたという。本丸の四隅に良・巽・坤・乾の三層の隅櫓が建てられ、東・南・北には一重の多聞櫓が築かれた。当初の坤櫓は伏見城の櫓を、巽櫓は船上城の櫓を移したものと伝えられる。元和 5 年（1619）末には本丸御殿など主要部の造営を終え、小笠原忠政（後の忠真）は船上城から明石城に移った。江戸末期まで明石城ならびに明石城の南側を取り囲むように形成された武家町が繁栄した。

明治維新後、明治 6 年（1873）の明石城廃城から 10 年後の明治 16 年（1883）、地元有志による民営公園として明石公園が開園した。その後、宮内省所管の御料地に編入されるなどの経過をたどり、大正 7 年（1918）に兵庫県立明石公園となった。

その後、巽櫓と坤櫓が昭和 32 年（1957）に国の重要文化財の指定を受け、保存の措置が進められた。

昭和 52 年（1977）に、兵庫県は「明石城都市緑化植物園構想」を発表し、明石公園を市街地における緑豊かな公園として整備活用する方針を明らかにした。整備工事に先立って、兵庫県教育委員会が昭和 52 年度から 3 ヶ年にわたった発掘調査を実施し、それらの調査の成果をもとに遺構の保存と都市公園としての活用が図られてきた。

平成 7 年（1995）に発災した阪神・淡路大震災によって城の石垣が崩れ、巽・坤櫓にも亀裂が入るなどの損傷を受けた。被災した石垣の復旧ならびに櫓復元工事は平成 12 年（2000）に完了し、平成 16 年（2004）には城跡が国の史跡に指定された。

石垣、櫓の災害復旧工事から 18 年、国の史跡指定以後 14 年が経過し、文化財の保全や活用に対する県民からの要請・要望は変化をみせつつある。また、都市公園としての整備から 40 年以上を経過し、城跡の景観を変容させる樹木の成長、公園施設の老朽化などが課題となっている。

現在、明石城跡は、年間約 240 万人が来園する県下有数の都市公園である県立明石公園として利用されているが、公園施設の老朽化が進んでおり、将来は施設の大規模改修、更新の時期を迎える。また、明石城跡の持つ歴史的価値を公園に還元できているとは言い難い。

そのようななか、公園として多くの方に利用されている現状を踏まえつつ明石城跡の文化財的価値を確実に保存するとともに、次世代へと継承し、適切に活用していくために、その明石城跡が有する本質的価値の様々な構成要素を明確化し、その保存と活用の基本方針を明らかにすることが必要となっている。

なお、平成 30 年（2018）の文化財保護法の改正により、個々の文化財の保存活用計画の作成が制度上位置づけられた。史跡等の保存活用計画には当該重要文化財の保存・活用のために行う具体的な措置の内容、計画期間等の記載が求められ、国による計画の認定を受ける取組みが推進されている。

1-2 検討の目的

明石城跡を含む明石公園は明治以降、民営公園、県立都市公園として変遷しながらも、多くの県民に親しまれている。

明石公園の中核を為す明石城跡は、国指定史跡としてこれまで着実に保存の措置がとられてきたが、今後も史跡明石城跡を適切に保存し、次世代へと確実に継承していくため、史跡の有する本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存・活用していくことが求められている。このため、本計画は、史跡および史跡を有する都市公園として、調和のとれた保存・活用を進めるための方向性、方法、現状変更等の取扱い基準などを定めることを目的とする。

保存・活用を着実に推進するためには、次の図に示すように、上位計画や関連計画と連携しつつ、関連法令を遵守した取組みを展開することが必要である。特に、史跡の整備においては、整備基本計画を策定した上で、適切な公開・活用やそのための具体的な方法を提示するとともに、整備後の適切な維持管理を可能にする一連の取組みを含めてマネジメントしていくことが求められる。また、今後は明石市の文化財の保護・活用の取組みとの整合を図りながら、本計画の認定申請についても検討を進める。

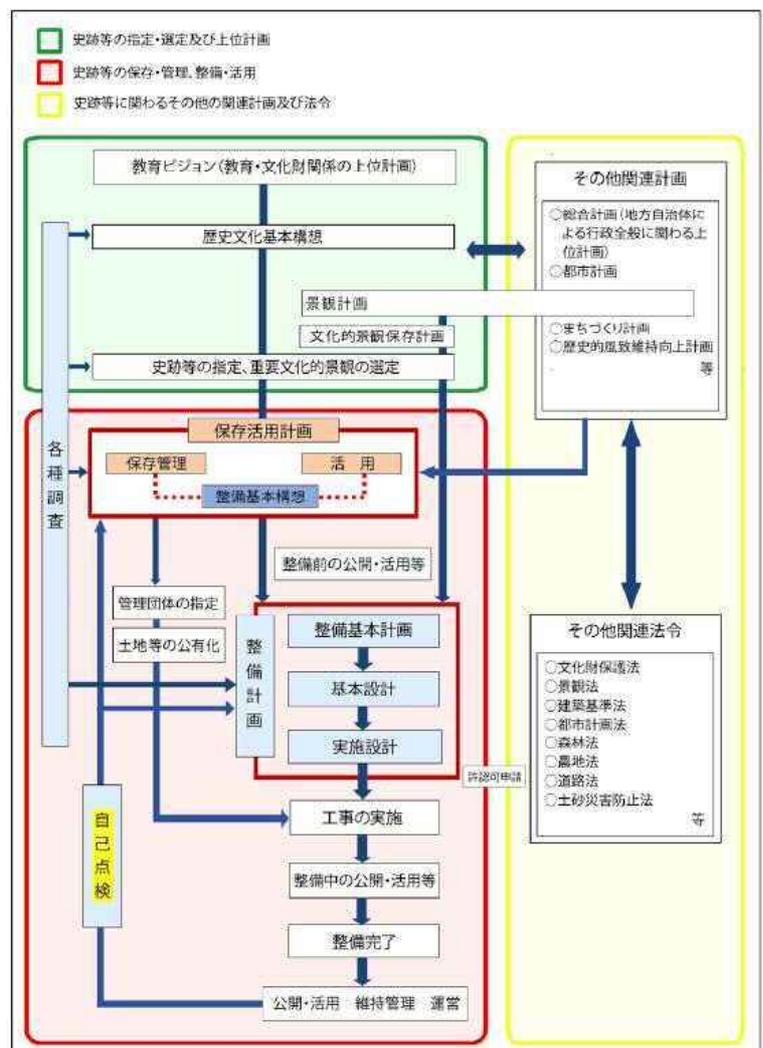


図 1-1 史跡等・重要文化的景観のマネジメントに関する保存・活用の流れ

（「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」平成 27 年、文化庁文化財部記念物課より）

1-3 検討体制

明石城は、史跡であるとともに、史跡指定地及びその周辺が都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）による都市公園であるため、史跡の保存活用計画策定にあたっては、歴史学や考古学、造園学、生態学の分野の学識経験者及び関係機関の代表者となる「史跡明石城保存活用計画検討委員会」を設置し、専門的見地からの意見を参考としながら、史跡明石城跡の保存管理・活用方法について検討した。

委員会の委員ならびに関係機関は次に示すとおりである。

(委員等)

区分	氏名	専門分野	役職等
委員	増淵 徹	歴史学	京都橘大学教授
	高瀬 要一	庭園学	元（独）国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部部長
	中瀬 勲	造園学	兵庫県立淡路景観園芸学校学長兼校長
	西尾 弘子	観光	(一社) 明石観光協会副会長
	服部 保	環境保全学	兵庫県立大学名誉教授
	村上 裕道	文化財保全学	京都橘大学教授
オブザーバー	文化庁 文化財第二課		
	明石市 市民生活局 文化・スポーツ室文化振興課		

(関係機関)

兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所明石街づくり対策

兵庫県教育委員会事務局文化財課

(事務局：兵庫県)

兵庫県公園緑地課

(コンサルタント)

株式会社スペースビジョン研究所

1-4 本計画の位置付け

明石城跡とそれを含む明石公園に関する上位計画・関連計画には、兵庫県による計画と明石市による計画が含まれる。

兵庫県の上位計画である「兵庫県地域創生戦略（平成27年10月策定、平成30年3月改訂）」に基づく「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画（平成28年6月策定）」などにおいて、①明石城跡を活かした地域の歴史・文化を保全・継承する公園、②地域の様々な歴史・文化・レクリエーション資源等を結ぶ回遊空間の核となる「観光拠点型公園」と位置付けられている。「兵庫県歴史文化遺産活用構想（平成15年3月策定）」においては、指定・未指文化財はそれを取り巻く周辺環境とともに歴史文化遺産と捉えられ、その保存・活用によって愛着と誇りに満ちた地域社会の再形成を実現する基本方針が定められている。

一方、明石市の関連計画における明石公園の位置づけは、「明石市第5次長期総合計画（平成23年6月策定）」、「明石市都市計画マスタープラン（平成9年3月策定、平成23年3月第2回改定）」、「明石市都市景観形成基本計画（平成22年11月策定）」、「明石市緑の基本計画（平成11年1月策定、平成23年3月改定）」、「明石市観光振興基本構想（平成23年策定）」、「明石市文化芸術創生基本計画（平成23年策定）」、「明石市地域防災計画（平成29年度修正）」などにおいて、①歴史・文化資源の保全・活用の拠点、②地域の様々な歴史・文化・レクリエーション資源等を結ぶ回遊空間の核、③明石城を含む明石公園周辺の歴史遺産と緑豊かな空間を生かした景観形成と位置付けられている。これらの上位計画と即応、反映させながら計画策定を進めるものとする。

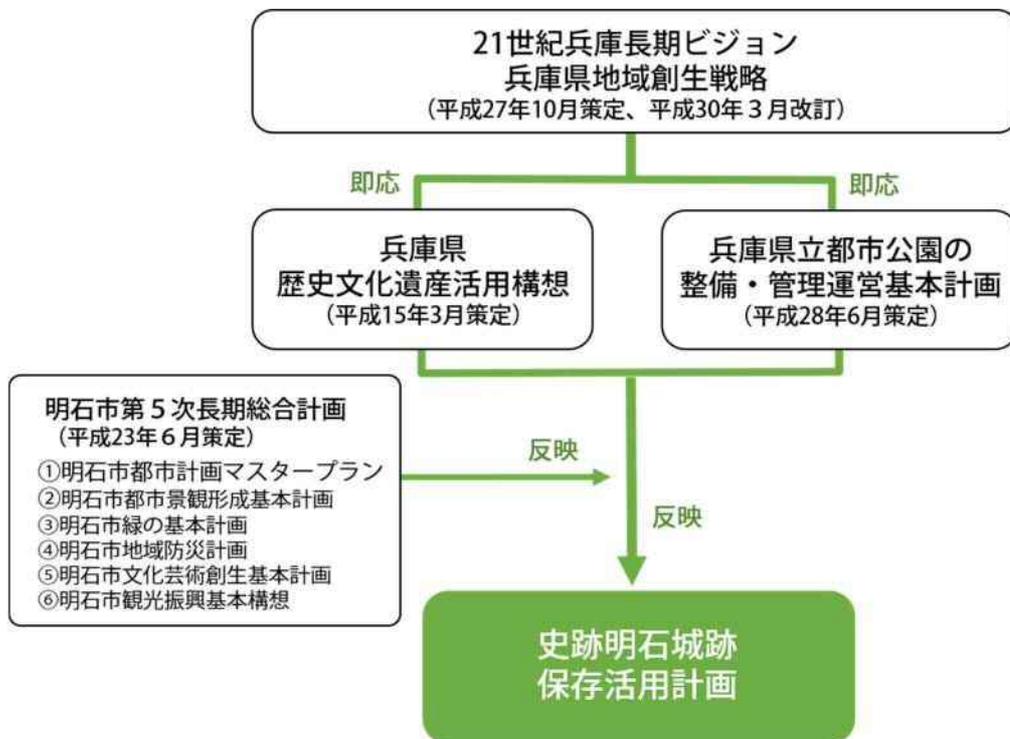


図1-2 本計画の位置付け

1-5 計画対象範囲

史跡明石城跡は、本丸等の石垣、大曲輪の堀、巽櫓と坤櫓などの旧態をよく残し、近世を代表する城郭の一つとして平成16年(2004)に史跡指定されたが、城郭全域の史跡指定には至っておらず、指定地外の部分に関する追加指定や保存の取り組み等についての方向性を示すことが求められる。

また、史跡明石城跡は明石公園の区域内に含まれていることから、明石城跡の保存・活用を考えるには、明石城の城郭外にあたる公園北側の区域も含めた明石公園全体を俯瞰する必要がある。

こうしたことから、本計画では、史跡指定範囲に加え、かつて明石城であった第1野球場や陸上競技場、県立図書館・自転車競技場/球技場の区域の他、史跡指定地外ではあるが公園北側の区域も含めた明石公園の公園区域全体(約54.8ha)を計画対象範囲とする。なお、薬研堀の東側一帯等、かつて城域であって、市街地に取り込まれた部分についても、その関連性の点で充分に考慮が必要であるが、今回は対象から外す。



図1-3 史跡明石城跡計画対象範囲

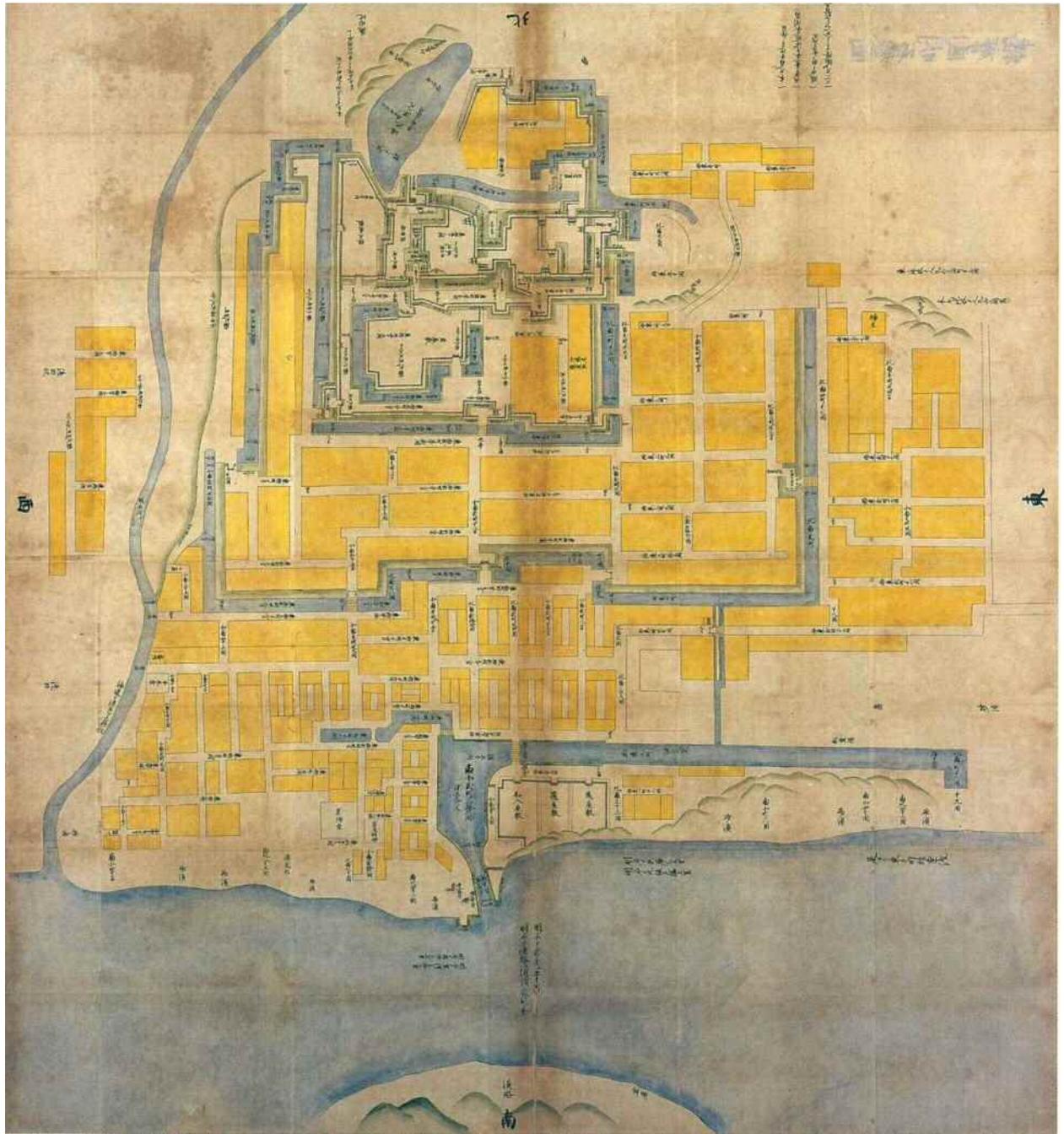


图 1-4 正保元年 (1644)「播磨国明石城图」
(明石市立文化博物館蔵)

第2章 史跡明石城跡を取り巻く環境

2-1 明石市の市勢

明石市は東経 135 度日本標準時子午線上にあって、兵庫県中南部の阪神都市圏と播磨都市圏が接し、海を隔てて淡路島を望む位置にある。

市の東と北は神戸市と、西は加古川市、播磨町、稲美町と接しており、南は瀬戸内海に面している。市域面積は 49.42 km²であり、南北は最長 9.4km、東西は最長 15.6km、最高地の標高は 94.6m であり、東西に細長く平坦な市街地を形成している。

気候は瀬戸内式気候に属し、年間を通じて降雨が少なく温暖である。



図 2-1 明石市の位置

(明石市「明石市第 5 次長期総合計画」2011)

明石市の南部、明石海岸の地層や海底からは、およそ 200 万年前にさかのぼる洪積世の前期頃まで生きていたとされる「アサガリ」や旧石器時代の人類とみられる「明石原人」¹などのほ乳類や、豊富な植物の化石が発見されている。その後、江戸時代には小笠原家 10 万石（後に松平家 8 万石）の城下町として栄え、摂津、淡路と播磨との接点に位置する恵まれた地理的条件を生かし、交通の要としての役割も果たしてきた。大正 8 年（1919）11 月 1 日、全国で第 81 番目、兵庫県下で 4 番目の市として市制が施行された。当時の人口は約 3 万 2 千人、面積は 7.7 km²であった。昭和 17 年に 1 村（林崎村）を、26 年には 3 町村（大久保町、魚住村、二見町）をそれぞれに合併して、現在人口約 30 万人を擁する。特に、昭和 35 年以降は、企業進出、住宅開発に伴う阪神都市圏からの人口流入などを受け、住宅都市・産業都市として成長を遂げている。

J R および山陽電鉄の南側には、明石市を代表する観光資源の一つである魚の棚商店街がある。また、明石公園周辺には、明石市立文化博物館、明石市立天文科学館、柿本人麻呂ゆかりの柿本神社などがある。また、市の南部には、明石海峡大橋と淡路島を望む大蔵海岸公園およ

¹ 「明石原人」は、明石市教育委員会によると、明石市大久保町八木の屏風ヶ浦海岸の崩れた土中（西八木遺跡）から昭和 6 年(1931)に直良信夫が発見した化石化した人骨の写真と石膏模型をもとに昭和 23 年（1948）に長谷部言人が命名した。昭和 60 年には春成秀爾の発掘調査によって明石に今から約 6~7 万年前に人が住んでいたことを確認したという。

び大蔵海岸海水浴場がある。

2-2 自然的環境

(1) 気候・災害

明石市は瀬戸内式気候に属し、年間を通じて降雨が少ない。年平均気温は約 15℃、最高気温が 33～35℃、最低気温がマイナス 6～4℃と比較的温暖である。また、降水量については平年値 1,073 mm、日照時間は平年値 2075.5 時間と、全国的に見ても雨が少なく、日照時間が長いのが特徴である。

平成 7 年（1995）1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災によって、明石市で人的被害及び住宅被害をもたらされた。また、平成 16 年（2004）における一連の台風の襲来は市内の各地に浸水被害をもたらしたほか、市内で初の避難勧告発令、淡路地域等への災害復旧支援等を経験した。

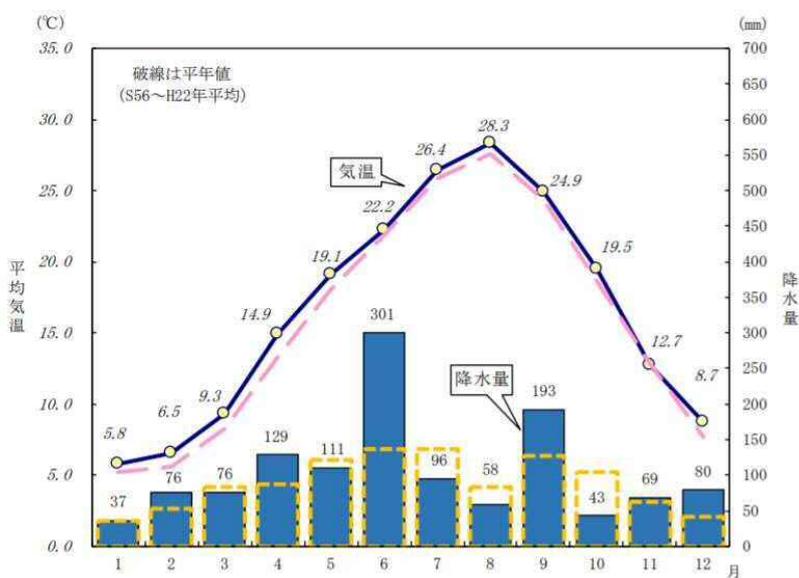


図 2-2 平成 28 年明石市の平均気温・降水量と平年値
(明石市「明石市統計書 平成 29 年版」2018)

(2) 地勢

明石市周辺の地形は、六甲山系山麓域に広く発達する広大な段丘面が播磨灘に接する位置に相当している。段丘堆積物も海成の要素が強く、第四紀後期の海水準変動の影響を強く反映した堆積状況を示している。段丘は、魚住段丘・西八木段丘に区分される。また、明石川沿いに低地が広く発達し、厚い沖積層で構成されている。

低地の南部は市の中心部に相当し、明石港・明石公園及び明石市の主要官公庁などが建ち並び、開発が著しく進んでいる。

明石市域の多くは砂礫がち堆積物や砂、礫がち堆積物からなり、明石海岸では淡水性粘土層の屏風ヶ浦粘土層にのっている。

近畿地方の鮮新・更新世の代表的地層である大阪層群は、砂・礫層・粘土層などから構成され、粘土層は淡水成と海成からなる。大阪層群は、大阪・播磨平野や京都・奈良盆地周辺の丘陵地などに広範囲に分布し、各地域で異なる堆積環境が関与したと考えられる。

明石・播磨地域の第四紀層のうち、明石以北に広く分布する第四紀層は主として流紋岩類や砂岩・礫岩・泥岩などからなる第三紀神戸層群などを基盤として狭隘な地帯に堆積している。第四紀堆積盆地の周縁はこれらの基盤岩類の厚い円磨された礫層からなる。

神戸市西部および明石市とその周辺に広く分布する明石累層は、特に明石市外の西及び東に広がる台地周縁の崖や海岸に、段丘堆積物の海に露出し、高位段丘層やそれより新しい地層に不整合に覆われている。明石累層は、古生層、花崗岩・流紋岩類および中新世の神戸層群を基盤として、砂・礫層、粘土層などからなり、段丘堆積物に覆われている。また最上部には海成粘土層を挟むとされている。全体の中・上部にシルト-粘土層が比較的発達する層準があるが、明石市林崎町から大久保町付近の海岸（明石海岸）に露出する地層は、この比較的細粒な層相の部分にあたる。この付近明石累層は、下位より林崎粘土層、藤江層（谷八木砂礫層）、屏風ヶ浦粘土層からなり、これらはすべて淡水層である。林崎町から大久保付近に分布する林崎粘土層及び屏風ヶ浦粘土層中には、それぞれ林崎火山灰層及び屏風ヶ浦火山灰層が挟まれている。なお、これらの粘土層からは、象化石やメタセコイアの植物化石などが産出している。（参考：地質調査所『明石地域の地質<地域地質研究報告 5万分の1地質図幅>』1990年）

明石城が築城された六甲山系山麓域の西端に位置する人丸山は、西側には明石川、北側には伊川が流れ、南側の台地には段丘崖が形成されている。築城当時、台地の崖下から海岸までは現在よりも狭く、そこに城下町を形成して西国街道を通すことで、西国街道と明石海峡という水陸どちらからも、東西の交通を監視・規制することができたことから明石城が築城されたと考えられる。



図 2-3 明石市周辺の地形区分

(1/50,000 土地分類基本調査 (地形分類図)「須磨・明石・洲本」兵庫県 (1981) (国土交通省)
(<https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/tochimizu/F3/data/L/2803L.jpg>) を加工して作成)

(3) 自然環境（生物多様性）

明石市の代表的な自然環境は、里山林、ため池、河川、海に区分できる。

明石公園、大久保北部、金ヶ崎地域周辺にはまとまった樹林が残り、また、市内各所には小規模ながら、自然度の高い群落が生息している。

「生物多様性あかし戦略」（平成 22 年度）では、大久保町松陰新田一帯、金ヶ崎公園、明石公園を里山林として位置づけている。また、年間を通じて降水量が少ない明石市では古くから多くのため池が築造され、現在も 100 を超えるため池がある。これらの里山林、ため池群、河川、海岸・沿岸地域をまとまりのある自然の拠点として選定し、拠点の生物多様性を保全・回復し、相互が結び付き生物多様性のつながりを構築することが重要と提言された。

大久保地域、魚住地域、二見地域に点在するため池は自然度が高く、オニバス等の希少な湿地性植物が生育する水辺として、平成 13 年（2001）12 月に環境省によって選定された「日本の重要湿地 500」にも選定されている。

海岸線のほとんどは人工海浜であるが、整備されてから年月が経ち、西明石地域、大久保地域、魚住地域、二見地域の海岸には、ハマゴウやコウボウシバなどの海浜植物が生育し、浅瀬では甲殻類のヤドカリやカニが生育して、鳥類のシギやチドリ類がカニを捕食している姿も見られる。また、海中に生育する海草や海藻類は、多くの小型魚類や稚魚のなどのすみかや産卵場となり、海の基礎生産を担う重要な場所となっている。また、ウミガメも上陸・産卵している。

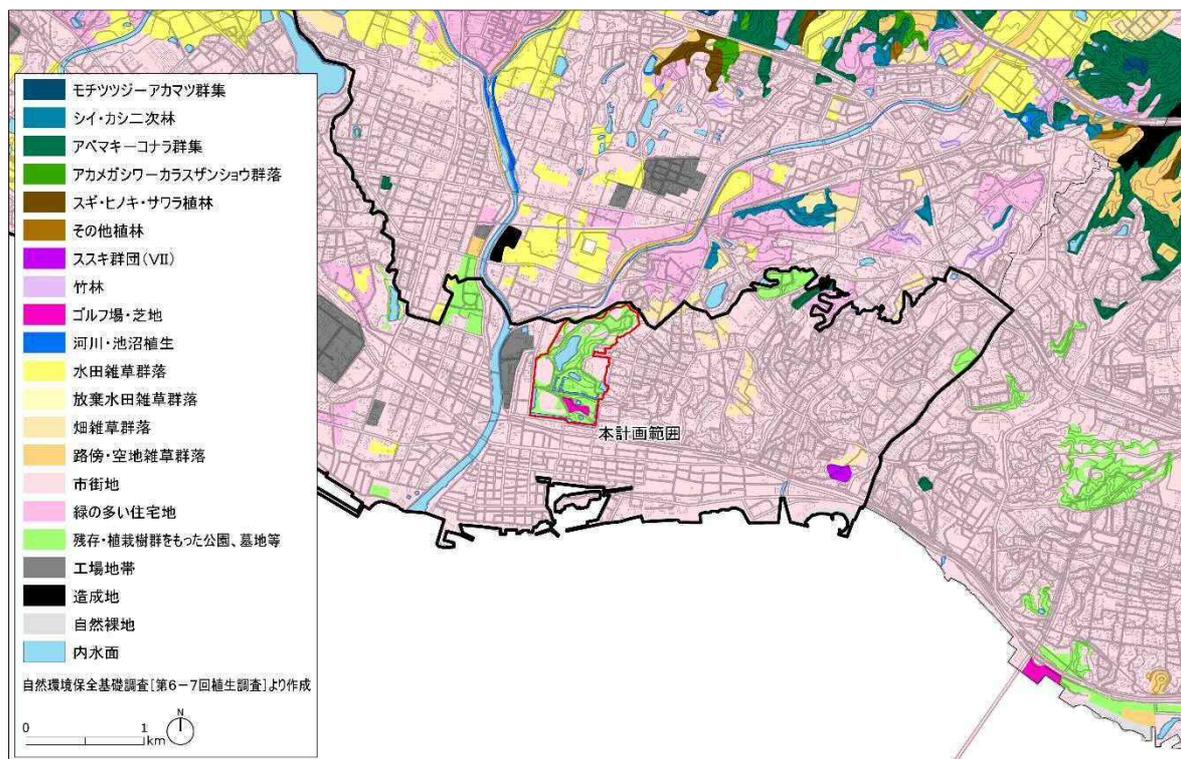


図 2-4 明石市周辺の植生

(自然環境基礎調査（第 6・7 回植生調査）（環境省生物多様性センター）
(<http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-025.html?kind=v67>)を加工して作成)

2-3 歴史的環境

明石市は、100 万年前頃に生息していたアカシゾウ（アケボノゾウ）の化石や「明石原人」の腰骨が発見されるなど、豊かな歴史を有する地域である。

当地域には数万年前の旧石器時代には平野部を見下ろす段丘の端部に人が住み始めた。大久保町西脇などから石器が出土している。また藤江川の河口部からは縄文土器が出土している。弥生時代になると明石川流域を中心に米づくりが広がり、中流域の玉津田中遺跡など中核的な集落が生まれ人々の生活も定着する。古墳時代には、こうした集落から成長してきた豪族の墓が築かれた。当地域最大の古墳の五色塚古墳が4世紀後半に、明石海峡の海上交通の要衝を押さえた場所に築かれた。明石市域では、太寺から現明石城本丸が立地する台地上にかけていくつか後期古墳が存在していたことが埴輪片の出土からうかがえる。また明石市の西部では豊富な粘土を利用して須恵器などやきもの生産が活発に行われた。また、中世においては河口部を利用して設けられた港付近に寺や集落が広がり、戦乱期には水陸の交通の要衝に大蔵谷城や魚住城などが築かれた。

1585年に築かれた船上城は、当時の秀吉政権下で九州遠征の拠点として、同時に南蛮貿易等国際的な交易の窓口として海岸の要所部に築かれたとみられる。

当地域は、京・大坂の西に近接する山陽道筋にあたり、南は明石海峡に面する水陸交通の要衝に立地することから、江戸幕府の時代になっても西国諸藩に対する押さえの地として重要視され、元和5年（1619）に明石城の築城が開始された。

(1) 先史

○旧石器時代

旧石器時代の遺跡はあまりないが、藤江川遺跡においてメノウ製のハンドアックスと考えられる石器が発見されている。このため、中期旧石器以前の人類の存在が裏付けられた。

○縄文時代

縄文時代前期には気候が温暖な時期があり、縄文海進と呼ばれる海水面が上昇する現象が起こった。最も上昇した際には現在の海水面よりも3mも高かったとされている。このため、明石では現在明石城の櫓がある台地の近くまで海が入り込んでいた。その後、海水面が下がるとともに、河川が運ぶ砂などによって徐々に埋められて陸地となっていった。段丘崖に近い山下町では縄文時代後期初頭の中津式土器が、また、東仲ノ町では後期後葉の元住吉山I式の土器が見つかり、この地域で暮らし始めた当初の人の足跡を辿ることができる。当時の人々は海沿いの場所で漁撈も行いながら小規模な集落を営んでいたと考えられている。



図2-5 縄文土器深鉢（元住吉山I式）

（明石市立文化博物館『01 特別企画 発掘された明石の歴史展
～まちに眠る古代の姿～』2001年）



図2-6 縄文土器が出土した
山下町の発掘

（明石市立文化博物館『01 特別企画 発掘された明石の歴史展～まちに眠る古代の姿～』2001

○弥生時代

弥生時代になると、大陸から朝鮮半島を経て米づくりの技術が伝わってきた。現在、明石城のある台地の縁辺部に立地した上ノ丸遺跡からは、底部に靱跡の付いた弥生土器が出土しており、明石の地域においてもこの時期に米がつくられていたことが証拠づけられている。藤江川、谷八木川、赤根川等の河口付近からもこれまでに弥生土器が見つかっており、川の下流域の低湿地を利用して米づくりが行われていたと推定される。また、大明石町や東仲ノ町からは弥生時代前期から後期にかけての土器が江戸時代以前の地層から発見されている。こうした土器が出土する地点は、自然堤防や砂堆（小高い砂の丘）の上に比較的集中している。東仲ノ町で見つかった弥生土器の中には、表面に絵画を描いたものもあり、祭祀用として用いられたのではないかと考えられている。

大明石町や東仲ノ町から出土した土器の中には、イイダコをとるための小型のタコ壺が見つまっている。タコ壺はタコが穴に潜む習性を利用して捉える漁具で、この当時からすでにイイダコ壺漁が行われていたことがわかる。弥生時代のイイダコ壺はコップ形をし、口縁部には紐を通すための穴がつけられたものである。



図2-7 弥生時代のイイダコ壺検出状況
(明石市立文化博物館『01 特別企画 発掘された明石の歴史展～まちに眠る古代の姿～』2001年)

○古墳時代

古墳時代には地形に合わせて生活のあり方を変えて、やや小高い場所に住居や墓を築き、低くなったところを水田に利用していた。明石城中堀跡に近く自然堤防の上に立地した鷹匠町の発掘調査では、江戸時代よりも下の地層から古墳時代後期の住居跡や溝が見つかった。

住居跡は掘立柱の建物で、住居に付属してかまど跡も発見された。住居の一边に粘土で作られられたかまどは5世紀の中頃に、須恵器の製作技術等とともに国内に伝わった。このかまどと同時に、長胴の甕と土器の底に穴のあいた甑も普及する。水の入った甕をかまどの上のせ、さらにその上には米を入れた甑を置き、蒸して調理していたと考えられる。

その後、6世紀になると持ち運びができる焼き物で作ったかまどが現れる。鷹匠町で発掘されたかまどは甕の上半部を使い、焚口に穴をあけ、その上部には長胴の甕がのせられていた。さらに、住居に隣接して楕円形に浅く掘りくぼめた焼土坑が見つかり、内部からは当時食べられていたであろう鳥、獣、魚



図2-8 かまど跡検出状況（鷹匠町）
(明石市立文化博物館『01 特別企画 発掘された明石の歴史展～まちに眠る古代の姿～』2001年)



図2-9 古墳時代の土器（鷹匠町）
(明石市立文化博物館『01 特別企画 発掘された明石の歴史展～まちに眠る古代の姿～』2001年)

などの骨が滑石製の^{うすだま}白玉とともに出土した。

東仲ノ町の発掘調査では古墳時代後期の墓が見つかった。一辺が約11mで周囲に溝をめぐらした方墳で、溝の中から丸木舟を利用した木棺が出土した。この木棺は、長さ4m、幅約55cmで、舟の底部分を棺の身に利用し、^{がわいた}側板や仕切り板などを入れ、蓋には舟の部材を用いている。内部からは馬具あるいは装飾品を^{とぎん}鍍金したと考えられる金属片と須恵器、土師器の破片が見つっている。丸木舟を利用した古墳時代の埋葬施設が見つかった例は全国的にも珍しく、千葉県大寺山洞穴や鈍切洞穴など数例ある程度で、いずれも海岸沿いの場所で検出されている。東仲ノ町で発掘された丸木舟を利用した木棺に葬られた人物は、眼前の明石海峡で活躍した人物であった可能性が高いと考えられる。

(2) 古代

○奈良・平安時代

奈良時代の明石郡の遺構や遺物は武家屋敷跡の東南部に位置する東仲ノ町、大明石町、桜町などで数多く見つっている。こうした遺跡は、いずれも海岸線に並行して東西にのびる砂の丘の上に立地している。

東仲ノ町の調査では、江戸時代の生活面より約40cm下で、東西に柱が3本、南北に柱が4本並んだ掘立柱建物跡が見つかった。東西は6mで、南北は9.6mの長方形をし、約58㎡の広さを持っている。柱穴が大きなことから当時の倉庫であったと考えられる。

東仲ノ町の調査では東西方向にのびる道の遺構も見つっている。この道は砂州の上の小高い部分に盛土をして築かれていた。律令時代に敷かれ、都と大宰府とを結ぶ主要な道であった古代山陽道のうち須磨から明石までのルートについては諸説があり、一般的には崖が海に迫った海岸沿いの狭い道を避け、須磨から白川峠を経て伊川谷方面へ入り、明石の北側へ出たという説が有力視されていた。東仲ノ町の発掘調査で海岸に近い地点から道状遺構が見つかったことにより、海沿いの道もあった可能性が高くなった。周辺からは奈良時代の須恵器や土師器、瓦などが出土している。

平安時代に書かれた小説「源氏物語」には、明石の地が舞台として登場している。現在においても「明石」の帖として親しまれている。



図2-10 魚住焼（東仲ノ町）
（明石市立文化博物館『01 特別企画 発掘された明石の歴史展～まちに眠る古代の姿～』2001年）

(3) 中世

○鎌倉・室町時代

中世の明石市には魚住荘と大蔵谷の荘園があり、室町時代の明石市には松江・栄（営）嶋・林・二見・船上などの泊（港）があった。また、武士が台頭し、本拠地として簡単な城や防御施設を持った館（あわせて「城館」と呼ぶ）を構えた。その城館遺跡として、大蔵谷構居（大蔵本町）・明石構居（明石公園内）・船上城（新明町・船上町）・林ノ城（林）・和坂城（和坂一丁目）・魚住城（大久保町西島）・同古城（魚住町中尾）・西岡構居（魚住町西岡）が残された。



図2-11 上級武士の屋敷から出土した陶磁器類（大明石町）
（同上）

鎌倉時代にも、掘立柱の建物などが確認されている。奈良時代の建物跡に比べると小さな柱穴である。柱穴の底に石が置かれている建物跡もある。出土遺物では、片口鉢や甕など日常雑器として用いられた須恵器がある。これらは明石の魚住で盛んに焼かれていたもので、一般に魚住焼と呼ばれている。

また、この時期、中国から入ってきた白磁や青磁などの碗、皿、壺類も出土している。室町時代の地層からは明石の藤江産と考えられる羽釜^{はがま}や土鍋等が数多く見つかり、継続して人の暮らしがあったと考えられる。

○安土桃山時代

明石城が築城される30余年前の天正13年（1585）、明石川河口西側の、明石海峡に面した部分と明石川の湿地帯には、豊臣秀吉に命ぜられた高山右近が船上城とそれに伴う城下町を整備した。城の南には明石海峡を往来する中継地として明石川河口から続く船入（港）を備え、北には東西交通の大動脈である山陽道が通っており、水陸交通の要の場所に建てられていた。

（4）近世

○江戸時代

江戸時代になり、元和3年（1617）に小笠原忠政（のちの忠真）が大坂夏の陣の戦功によって信濃国松本から明石に10万石をもって国替えとなり、現在の明石城跡より南西約1kmにあった船上城に入り、明石藩が誕生した。西国街道と明石海峡という水陸どちらからも、東西の交通を監視・規制することができたことから翌年忠政は将軍徳川秀忠から新城造営を命じられ、人丸山を築城の地に選んだ。幕府は忠政に姫路城主であった本多忠政の指導を受けるよう命じ、元和5年（1619）に明石城の主要部の造営が終わり、忠政は新城へと移った。

明石城築城とともに行われた町割には剣豪として有名であった宮本武蔵が関与したと伝えられている。明石城には旧河道など低地部を利用して外堀が設けられ、中堀に沿った小高い土地の上には上級武士の屋敷が多く建ち並んでいた。こうした上級武士の屋敷跡からは肥前の有田でつくられた薄手の高級なやきものなどが比較的多く発掘される傾向がある。各屋敷の境には溝がめぐらされ、屋敷の出入り口には門が設けられた。建物には礎石^{そせき}をもつものと掘立柱の2種類がある。また、井戸には桶を積み重ねたものが多く認められる。

明石城から寛永9年（1632）に小笠原忠政が豊前小倉藩に転封した後、松平康直、光重、大久保忠職、松平忠国、信之、本多政利と城主が代わり、天和2年（1682）に越前松平家が

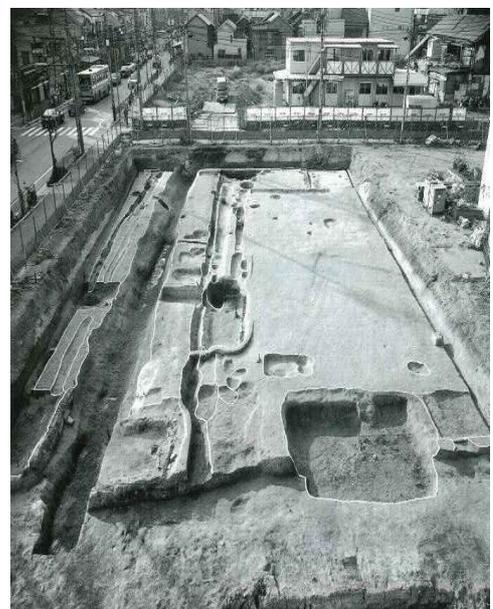


図2-12 屋敷境の溝跡（東仲ノ町）
（発掘された明石の歴史展～まちに眠る古代の姿～』2001年）同上

入封して明治維新に至った。約 250 年間にわたって存続した明石城は、明治 6 年（1873）に廃城となり、外堀も明治時代の終わりごろには全て埋め立てられてしまった。しかし、現在も「山下町」や「鷹匠町」などの町名や、通りの一部には城下町時代の面影が残っている。

（５）近代

○明治・大正・昭和・平成期

明石は日本の標準時の基準となる東経 135 度子午線が通るまちとして、子午線通過地識標や日本標準時子午線標示柱、天文科学館等を有している。

大正 8 年（1919）11 月 1 日に兵庫県下で 4 番目の市として明石市に市制が施行された。当時の人口は約 3 万 2 千人、面積は 7.7 km²で、昭和 17 年（1942）に林崎村を、昭和 26 年（1951）には大久保町、魚住村、二見町の 3 町村を合併して、ほぼ現在の市域となった。

高度成長期には、都市化の波が押し寄せ、企業進出や大型団地などの住宅開発が進み、阪神都市圏からの大幅な人口流入等により、昭和 50 年代の半ばには人口が 25 万人を超え、成熟した住宅都市・産業都市となっている。

平成 7 年（1995）には阪神・淡路大震災が発生して市域も大きな被害を受けたが、復興を進めるとともに、平成 10 年（1998）には明石海峡大橋の開通によって淡路島と繋がる道路が完成した。そして、平成 14 年（2002）には特例市に、平成 30 年（2018）には中核市に移動した。

2-4 社会的環境

(1) 土地利用と景観

明石市は、市域全体が阪神都市圏の影響を強く受け、工業化、都市化による都市的土地利用が進み、あわせて神戸・大阪方面への通勤圏内であり、利便性の高さなどから住宅地としてのニーズが高い。

中心市街地においては、大型商業施設の退店等、その魅力が低下しつつあったが、定住人口については増加傾向で推移しており、平成22年(2010)より明石市中心市街地活性化基本計画に基づき、再開発事業等による活性化の取組みが進められている。

一方、郊外部については依然として住宅地としてのニーズが高く、鉄道駅周辺に見られる高層共同住宅に代わり、戸建専用住宅地としての土地利用が伸展している。

市域の広範囲に住宅地が広がっており、工業地は西部の二見臨海工業団地をはじめ、JR・山陽新幹線西明石駅南側やJR大久保駅南北にあり、比較的大規模な工場が立地している。商業地は中心市街地であるJR・山陽電鉄明石駅周辺の他、国道2号沿道等に分散して立地している。市の中部及び西部においては、田等の農用地が点在し、農地に隣接して河川地及び湖沼(ため池)が立地している。市の北部においては、松陰新田、金ヶ崎地区を中心に森林(樹林)が立地している。農地の転用は近年増加傾向にあり、主に住宅用地に転用されている。また、工業地区が減少し、住宅地区が増加する傾向も見られる。

史跡明石城跡は、市の主要駅である明石駅前の市街地中心部に位置しているが、都市公園として開設しており、周辺の市街地の中でまとまった樹林を有する都市のオアシスとなっている。

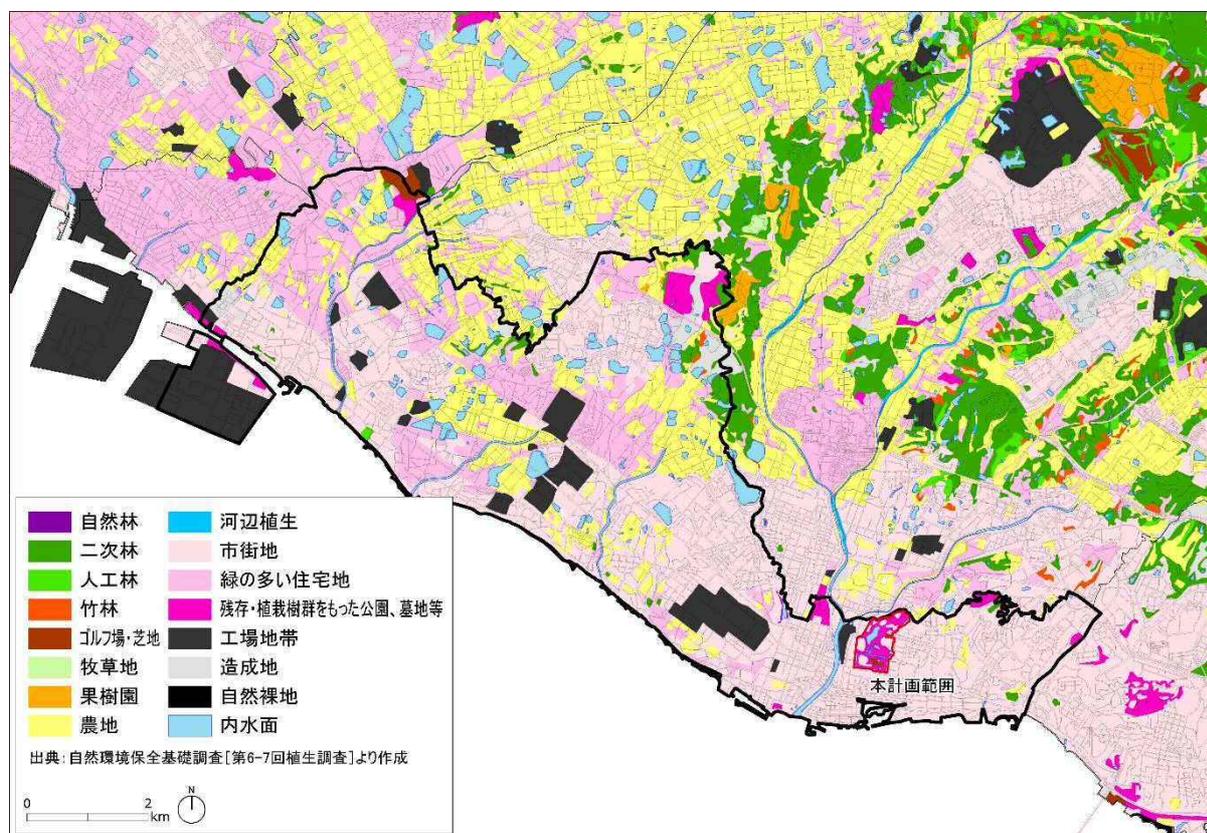


図2-13 明石市周辺の土地利用

(自然環境基礎調査(第6・7回植生調査)(環境省生物多様性センター)
(<http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-025.html?kind=vg67>)を加工して作成)

(2) 交通

明石は、神戸や大阪などの大都市のベッドタウンとして、鉄道駅を中心に商業・業務地と周辺の住宅地が調和した密度の高い市街地が形成されている。

古くから交通の要衝として発展し、現在ではJR山陽本線と山陽電鉄のほか、新幹線の停車駅が西明石にある等、公共交通機関が充実し、大都市へのアクセス性が非常に高い。JR山陽本線の新快速で大阪駅から約40分、山陽新幹線駅の利用によって、東京から約3時間30分、博多から約2時間30分で来市できる。第二神明道路、国道2号、国道250号、県道明石高砂線など東西に走る道路とともに、内陸部と結ぶ南北道路の整備も進んでいる。明石海峡大橋の開通により、人やものの流れの変化も見られるが、航路により対岸の淡路島とも結ばれている。また、兵庫県の管理による大規模自転車道として、県道姫路明石自転車道が、姫路市の市川橋東詰から高砂市、加古川市、播磨町を通り、明石市の瀬戸内海の海岸を経て大観橋西詰まで整備されている。

明石市総合交通計画では人口減少・高齢化や自転車依存の進展、公共交通利用者の減少への対応、近隣市町や地域間の連携強化等を課題と位置づけている。主要プロジェクトとして、コミュニティバスや小型コミュニティバスの導入、モビリティ・マネジメント、バス乗り継ぎ情報提供システムの導入、市内の路線バスへの交通ICカードの導入、都心循環バスの社会実験、JR魚住駅の橋上化、山陽電鉄東二見駅の整備、市営バス路線網の再編等を進めている。

なお、同計画に基づき、明石駅付近では、国道2号明石駅前交差点改良や、明石駅前広場再整備事業（バスターミナル再編、ペDESTリアンデッキ設置等）、国道2号立体横断歩行者道

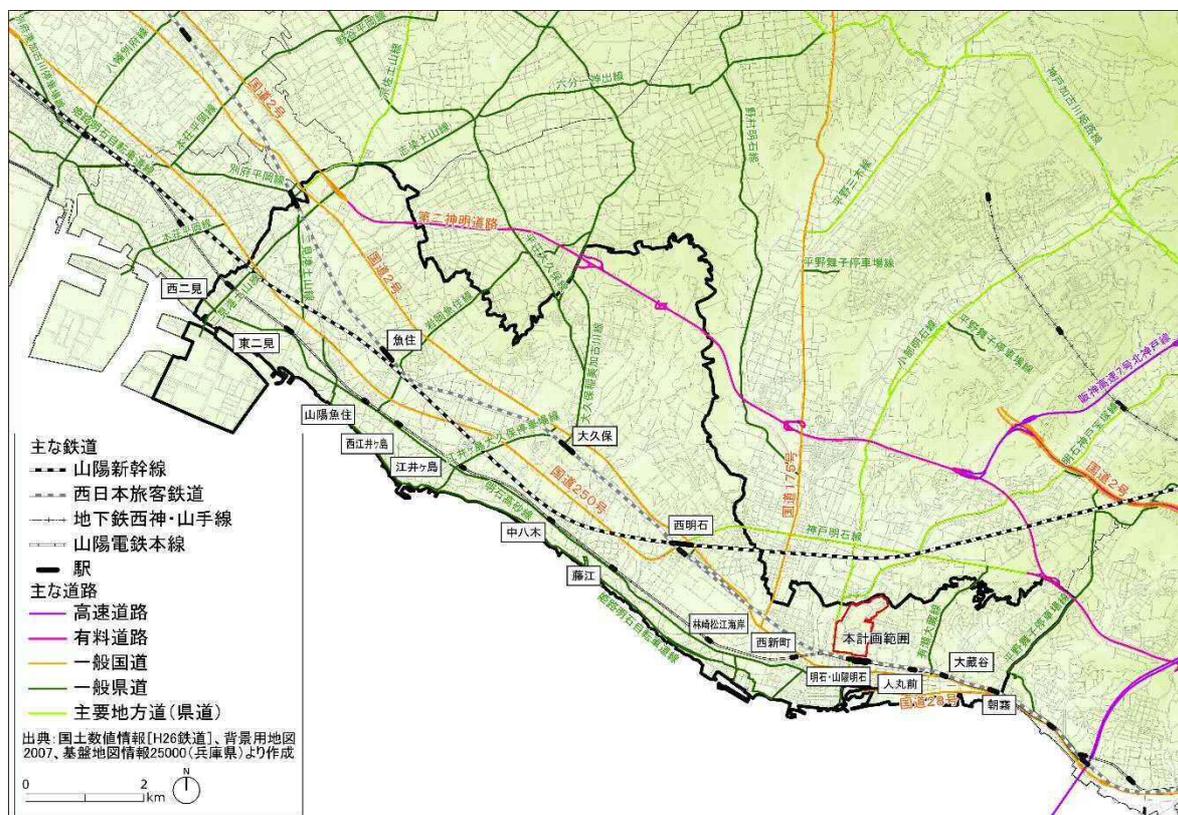


図2-14 明石市周辺の主な交通網

(国土数値情報(鉄道データ)(国土交通省))

(https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gmlold/datalist/gmlold_KsjTmplt-N02.html)

及び基盤地図情報(兵庫県)(国土地理院)(<https://fgd.gsi.go.jp/download/menu.php>)を加工して作成)

路整備、中心市街地地区道路整備（桜町、本町周辺）、明石駅周辺バス路線利用促進（明石～朝霧）等が実施されている。

（3）人口

明石市の人口は、過去10年間に於いて29万人超でほぼ横ばいで推移してきたが、平成25年度以降は人口・世帯数ともに増加し、平成29年度には29万4千人、12万3千世帯を超えている。平成27年から29年度の年齢（5歳階級）別社会動態の移をみると、近年の明石市における人口増加の主たる原因は、未就学児を中心とした14歳までの子どもと子育て層を中心とした新たな住民の流入にある状況が読み取れる。

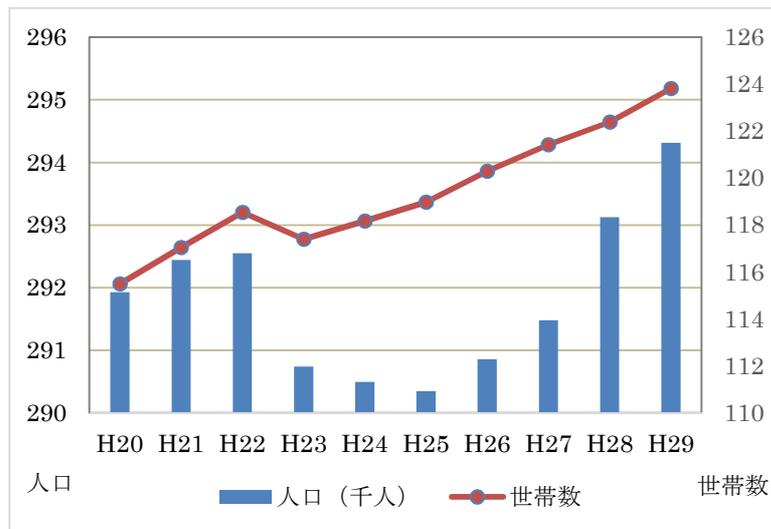


図2-15 明石市の人口及び世帯数の推移（平成20年度～平成29年度）
 （明石市「明石市統計書 平成29年版」2018年）

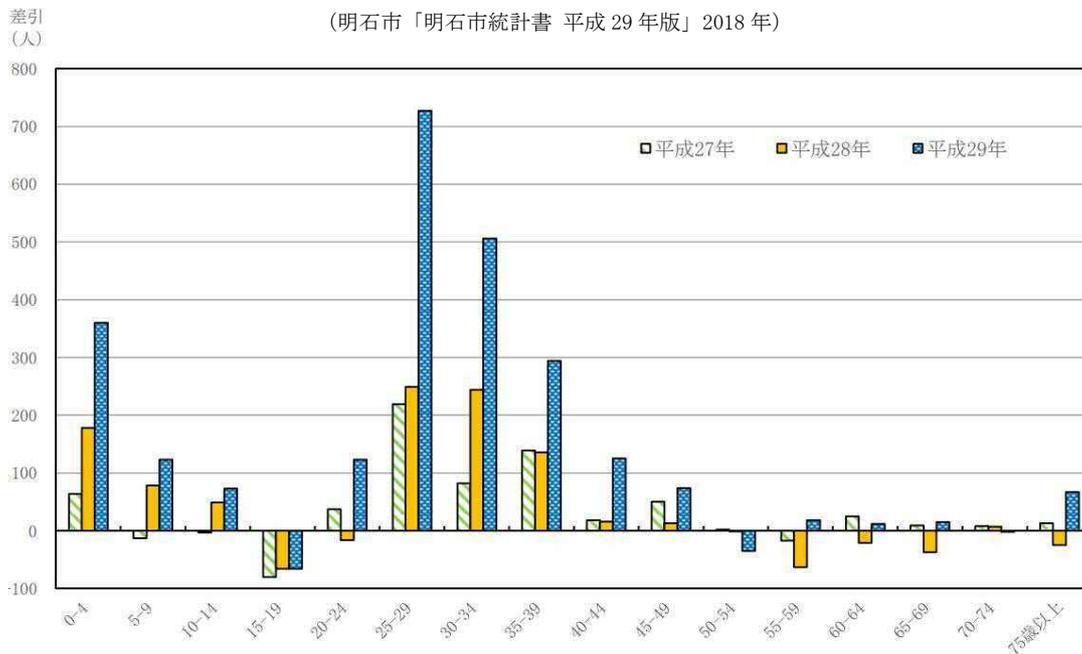


図2-16 平成27年から29年度の年齢（5歳階級）別社会動態の推移（転入数—転出数）
 （明石市「人口の動き（平成29年中の人口動態）」2018年）

(4) 文化財の概要ならびに関連施設

明石市における指定等文化財は、平成31年(2019)3月末現在で、国指定文化財が6件、県指定文化財が14件、市指定文化財が38件、国登録有形文化財が6件、県登録有形文化財が1件を数える。国指定文化財の内訳は、有形文化財として建造物2件、美術工芸品3件、記念物として史跡1件であり、国登録文化財はすべて建造物である。

県指定文化財は、有形文化財として建造物3件、美術工芸品4件、考古資料3件、民俗文化財として無形1件、記念物として史跡2件、天然記念物1件の合計14件である。市指定文化財は、有形文化財として建造物5件、美術工芸品13件、考古資料3件、古文書1件、歴史資料3件、民俗文化財として無形5件、有形1件、記念物として史跡6件、天然記念物1件の合計36件である。

明石城跡に関連する文化財は、国指定重要文化財の明石城巽櫓と明石城坤櫓、国指定史跡の明石城跡の他にも、市内に多数存在する。今後、明石市が文化財保存活用地域計画を策定する場合には、同計画との連携が必要となる。

県指定文化財の高家寺本堂は、現存するものとして市内最古の仏堂であり、元和年間(1615~1624)に初代藩主小笠原忠政(後の忠真)によって再建されたといわれる。旧明石藩主松平家の菩提寺である長寿院には、市指定史跡の旧明石藩主松平家廟所がある。ここには8代藩主松平直明から斉宜までの歴代藩主とその家族の墓がある。市指定有形文化財である月照寺山門は、元和4年(1618)小笠原忠政が徳川秀忠から伏見城薬医門を拝領、明石城の切手門とし、明治6年(1873)に月照寺山門として移築したものである。江戸時代初期に建てられ、船上城からの移築と伝えられる市指定文化財の織田家長屋門は、室町時代の様式を備え、明石藩歴代家老・重臣屋敷がしのばれる長屋門である。



図2-17 明石市周辺の主な文化財

(国土数値情報(都道府県指定文化財データ)(国土交通省))

(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P32.html>)を加工して作成)

また、明石城が築城される30余年前の天正13年（1585）、明石川河口の西側、明石海峡に面した部分と明石川の湿地帯には、豊臣秀吉に命ぜられた高山右近が船上城とそれに伴う城下町を整備した。城の南には明石海峡を往来する中継地として明石川河口から続く船入（港）を備え、北には東西交通の大動脈である山陽道が通っており、水陸交通の要の場所に建てられていた。現在、船上城跡の一部は船上西公園となり、設置された看板で当時の城跡が示されている。

なお、明石市の歴史等に関する資料や文化財を収蔵し、展示・公開、調査研究等を行う文化施設として、平成3年（1991）に開館した明石市立文化博物館が明石城跡の東部に位置している。常設展では明石の歴史を8つのテーマで紹介し、200万年前に棲息したアカシジウの復元模型や明石原人の腰骨（複製）、明石ゆかりの源氏物語の紹介や江戸時代の明石焼等の焼物などの多様な展示物が見られる。

同館は明石城に関する市指定文化財として、明石藩主地子免許状（古文書）や明石城御殿平面図（工芸品）、藤村覃定作「地球儀」（工芸品）、^{ひ おどしきん こぎね どうまるぐそく} 緋威金小札胴丸具足 ^{しかみま だてえぼし なりほり} 獅嚙前立烏帽子形張懸兜付（工芸品）などを所蔵する。明石藩主地子免許状は、明石藩主が代々町を繁栄させるため町民の地租を免除した書状で、町民の権利を保証するものであり、明石藩行政を知る上での貴重な資料である。明石城御殿平面図には縄張りの形態や広大な規模等が示され、藩主の居館の理解に資する資料である。藤村覃定作「地球儀」は第9代藩主松平慶憲の命令で、弘化4年（1847）3月に藩士藤村覃定によって作成され、藩主が西洋文明の吸収に大きな関心を持っていたことが読み取れる。緋威金小札胴丸具足 獅嚙前立烏帽子形張懸兜付は、越前松平家に伝わるもので、1682年（天和2）に明石城主となった松平直明着初の伝承がある。緋威に退色は認められるが、金具周りの入念な製作技法や保存状態の良さが特徴的で、江戸中期初頭の優品の一つに挙げられる。

表2-1 明石市の文化財

種別	名称 ○は明石城関連文化財	所在地	所有者	備考	
国	建造物	○明石城巽櫓	明石公園1-27	兵庫県	1棟（三重三階櫓、本瓦葺）
国	建造物	○明石城坤櫓	明石公園1-27	兵庫県	1棟（三重三階櫓、本瓦葺）附板札1枚、元文22年5月吉日の記がある
国	書跡	桜町天皇宸翰及一座短籙	人丸町1-29	月照寺	1帖
国	書跡	後桜町天皇宸翰短籙	人丸町1-26	柿本神社	45葉
国	書跡	仁孝天皇宸翰及一座短籙	人丸町1-26	柿本神社	49葉
国	史跡	○明石城跡	明石公園	兵庫県	273,771.50㎡
県	建造物	石造燈籠	魚住町中尾1031	住吉神社	1基
県	建造物	石造五輪塔	魚住町清水1151	西福寺	1基
県	建造物	○高家寺本堂	太寺2-2993	高家寺	1棟
県	絵画	麻布著色孟蘭盆曼荼羅	鍛冶屋町5-20	浜光明寺	1幅
県	絵画	神馬図絵馬	魚住町中尾1031	住吉神社	1面
県	彫刻	木造聖観音立像	材木町14-5	宝林寺	1軀
県	彫刻	薬師如来坐像	太寺2-2993	高家寺	1軀
県	無形民俗	大蔵谷の獅子舞	大蔵本町6-10	大蔵谷獅子舞保存会	
県	史跡	高丘古窯跡群（5・6・7号窯）（8・9号窯）	大久保高丘 2603-57・94・95	明石市	4,455㎡
県	史跡	太寺廃寺塔跡	太寺2-10-35	高家寺	約130㎡
県	天然記念物	浜西のヒメコマツ	魚住町清水	石生家	1本
県	考古資料	鷗尾と断片	上ノ丸2-13-1	明石市	2基

県	考古資料	藤江別所遺跡井戸内出土品	上ノ丸2-13-1	明石市	125点(土器113、銅鏡9、銅鏃1、車輪石1、勾玉1)
県	考古資料	報恩寺跡本堂基壇一括出土瓦	上の丸2-13-1	明石市	
市	建造物	○播州明石浦柿本太夫祠堂碑	人丸町1-26	柿本神社	
市	建造物	○月照寺山門	人丸町1-29	月照寺	
市	建造物	○織田家長屋門	大明石町2	織田家	
市	建造物	石造五輪塔「善楽寺の平清盛五輪塔」	大観町11-8	善楽寺	
市	建造物	住吉神社楼門	魚住町中尾1031	住吉神社	
市	絵画	絵馬「加茂競馬の図」	魚住町中尾1031	住吉神社	
市	絵画	絵馬「森狙仙筆猿の図」	人丸町1-26	柿本神社	
市	絵画	三十番神像	日富美町6-8	本立寺	
市	彫刻	石造狛犬	人丸町1-26	柿本神社	
市	彫刻	木造毘沙門天及び両脇侍像	林2-1-12	宝蔵寺	
市	工芸品	光明寺の和鐘	鍛冶屋町5-20	浜光明寺	
市	工芸品	○明石城太鼓	上ノ丸1-20-7	明石神社	
市	工芸品	○明石城御殿平面図	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	工芸品	○藤村覃定作「地球儀」	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	工芸品	鰐口	本町1-16-7	柴屋町地藏講中	
市	工芸品	○緋緘金小札胴丸具足 獅嚙前立烏帽子形張懸兜	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	書跡	三十六歌仙絵及び和歌式紙	人丸町1-29	月照寺	
市	書跡	○柿本人麿神位・神号に関する文芸資料等及明石藩関連資料	人丸町1-29	月照寺	
市	歴史資料	大和型船模型	魚住町中尾1031	住吉神社	
市	歴史資料	子午儀	人丸町2-6	明石市	
市	歴史資料	日本標準時子午線関係資料	人丸町2-6	明石市	
市	無形民俗	大蔵谷の囃口流し	大蔵本町6-10	大蔵谷民俗芸能保存会	
市	無形民俗	大蔵谷の牛乗り	大蔵本町6-10	大蔵谷民俗芸能保存会	
市	無形民俗	明石浦のおしゃたか舟	材木町8-10	おしゃたか舟保存会	
市	無形民俗	藤江の的射	東藤江2-15	的射行事保存会	
市	無形民俗	清水のオクワハン	魚住町清水1377	清水村民俗行事世話人	
市	有形民俗	○住吉神社の能舞台	魚住町中尾1031	住吉神社	
市	史跡	○旧明石藩主松平家廟所	人丸町2-26	長寿院	
市	史跡	横河重陳墓	二見町東二見1643	観音寺	
市	史跡	○林崎掘割渠記碑	鳥羽1975-1	明石掘割土地改良組合	
市	史跡	カゲユ池古墳(1号墳)	藤江2030	明石市	
市	史跡	光明寺の明治天皇行在所跡	鍛冶屋町5-20	浜光明寺	
市	史跡	幣塚古墳	清水字上野1275-1	明石市	
市	天然記念物	瑞応寺のそてつ	二見町東二見1910	瑞応寺	
市	古文書	○明石藩主地子免許状	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	考古資料	林崎三本松瓦窯跡群出土瓦	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	考古資料	藤江別所遺跡井戸内出土品	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	考古資料	寺山古墳石室及び出土品一括	上ノ丸2-13-1	明石市	
国登録	建造物	岩佐家住宅主屋・土蔵	野々上3	岩佐家	1棟
国登録	建造物	明石市立天文科学館	人丸町2-6	明石市	1棟
国登録	建造物	明石市立中崎公会堂	相生町1-119-1	明石市	1棟
国登録	建造物	旧小久保跨線橋	小久保1-10	明石市	1棟
国登録	建造物	中崎遊園地ラヂオ塔	相生町1-119-5	明石市	1棟
国登録	建造物	○旧波門崎燈籠堂	港町2-9地先	明石市	1基
県登録	建造物	茨木酒造	魚住町西岡1377	茨木酒造合名会社	1棟

※種別における略記は次の通りとする。国＝国指定文化財、県＝県指定文化財、市＝市指定文化財
国登録＝国登録有形文化財、県登録＝県登録有形文化財

(5) 法的規制や法的な位置づけ

明石城跡を取り巻く環境は、都市計画法、農地法、景観法、都市公園法等の法令により、規制・保護されている。また、周辺東側の一部は土砂災害防止法による土砂災害警戒区域に指定されている。

①都市計画法

明石市では昭和46年(1971)3月に市街化区域及び市街化調整区域の最初の決定がなされ、おおよそ5年ごとに見直しが行われ、現在に至っている。平成28年(2016)の統計によると、明石市市域4,952haのうち、市街化区域は78.7%を占め、市街化調整区域は21.3%である。市街化調整区域のほとんどが市街化区域境界より約500m以内に位置し、市街化の圧力を有する状況にある。本計画区域は市街化区域であるとともに、明石公園は広域公園として位置づけられている。

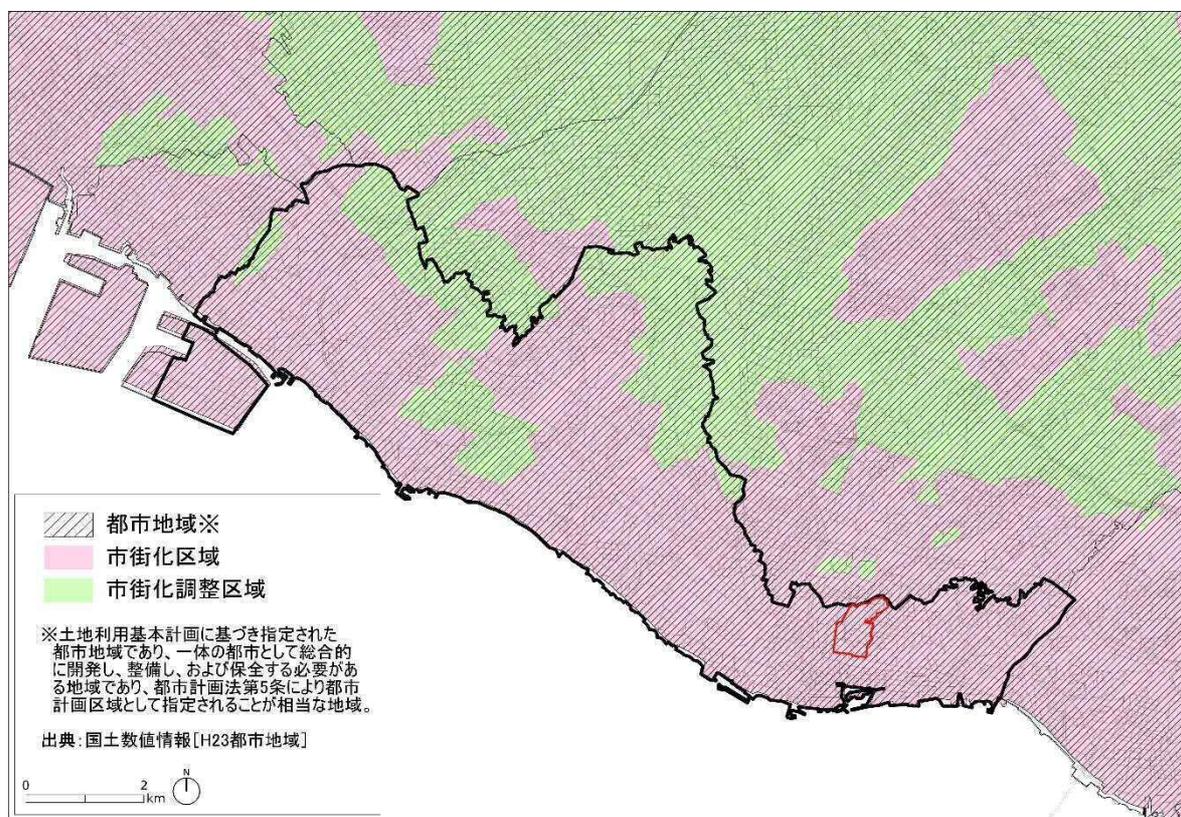


図2-18 明石市周辺の市街化区域と市街化調整区域

(国土数値情報(都市地域データ)(国土交通省)(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A09.html>)を加工して作成)

②景観法

明石市都市景観形成基本計画では、明石市の都市景観の現状と成り立ちを踏まえて景観まちづくりの目標として、自然にやさしい景観形成、歴史をつなぐ景観形成、市街地がうるおう景観形成、生活に溶け込む景観形成の4つが掲げられた。そして、類型別の基本方針として、面的な田園ゾーン、公園・緑地ゾーン、海浜ゾーン、歴史ゾーン、住宅ゾーン、商業ゾーン、工業ゾーン、線的な主要な道路、河川軸、まちを彩る道、点的なシンボルポイント、

まちかどポイント、歴史ポイント・憩いのポイントの14類型について特性・課題と基本方針が定められた。

明石城跡の位置する明石川東地域は、地域の中央をJR、山陽電鉄、国道2号が東西に走り、その北部には良好な住宅地と、市のシンボルである明石城跡を持つ広大な明石公園が広がっている。南部には、風光明媚な大蔵海岸と、魚の棚に代表される商業施設や交通、公共施設が集積した中心市街地が広がり、明石をイメージする海、魚、城、天文科学館などが揃う明石の顔となる地域である。明石川東地域には、北部の丘陵地や天文科学館、また大蔵海岸、中崎ペランダ護岸などの海岸線から、明石海峡大橋や淡路島を間近に望むことができるすばらしい眺望景観がある。

本計画区域は、景観形成の方針のうち、歴史的遺産と緑豊かな空間を生かした景観形成を目指すことが定められている。

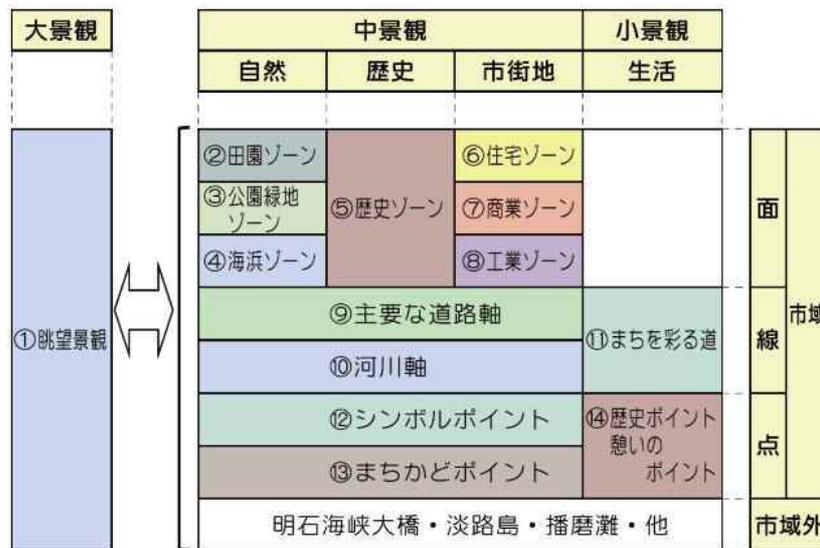


図2-19 明石市の景観類型の種類
(明石市「明石市都市景観形成基本計画」2010年)

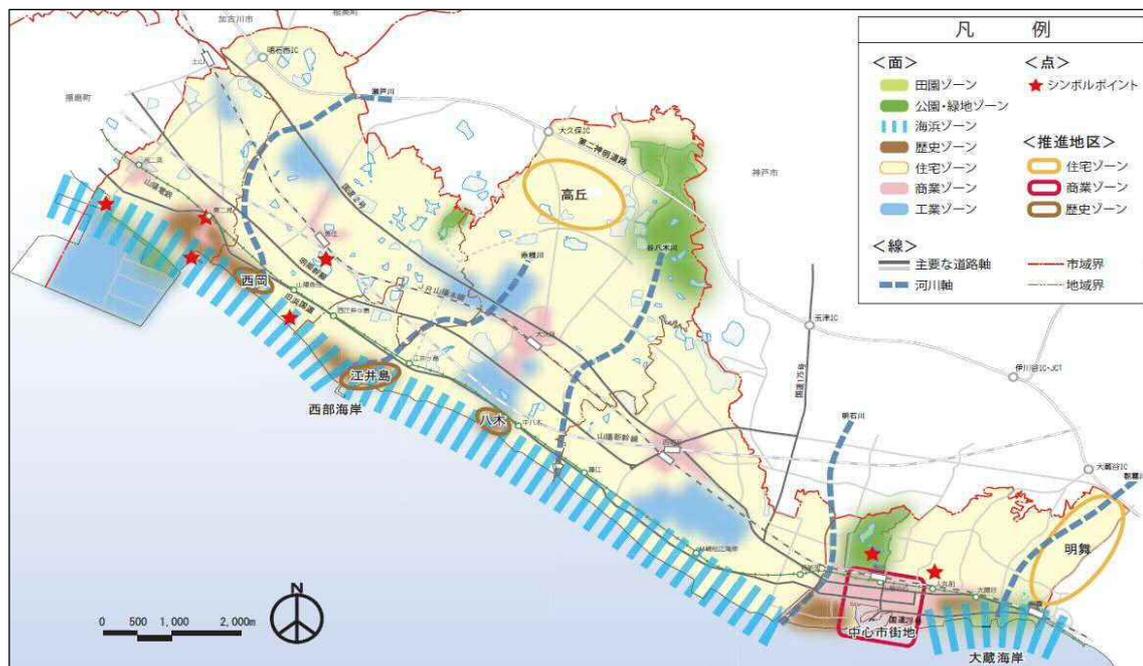


図2-20 明石市の景観類型別基本方針
(明石市「明石市都市景観形成基本計画」2010年)

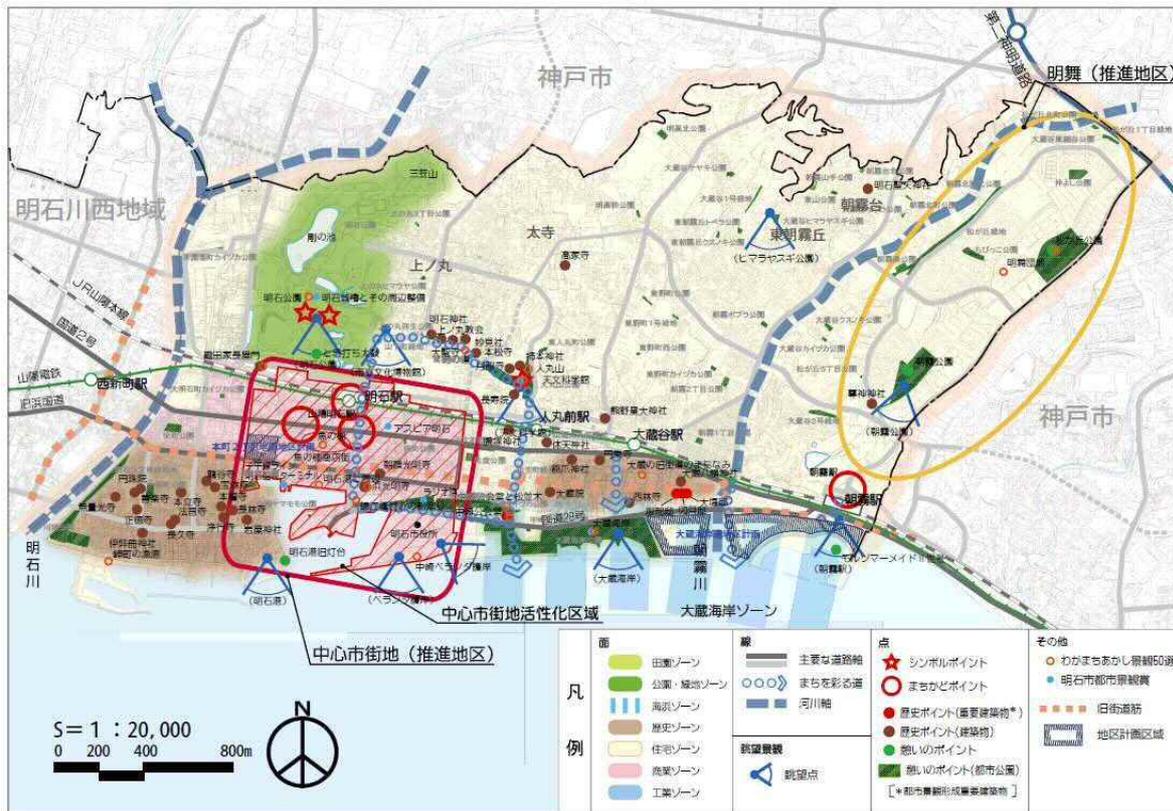


図 2-21 明石市川東地域の景観類型別基本方針
(明石市「明石市都市景観形成基本計画」2010年)

④災害対策基本法・土砂災害防止法

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条および明石市防災会議条例（昭和 38 年条例第 16 号）に基づき、明石市地域防災計画として、地震災害や風水害から住民の生命、身体、財産を守るため、市及び防災関係機関がその全機能を発揮し、相互に協力して災害予防、応急対応に当たることが定められている。

平成 26 年（2014）2 月の兵庫県・南海トラフ巨大地震津波浸水シミュレーション結果によると、明石市の最高津波推移は 2.0m、最短到達時間は 115 分とされている。明石駅や明石城跡を含む明石市東部では、津波の警戒が必要とされる標高 3m に満たない土地が J R 高架橋南側一体から明石駅の北東部にかけて広がっている。明石城跡を含む明石公園は地域防災公園に位置付けられているが、同所も北部の一部を除いて液状化の危険性が高い区域にあたる。

また、土砂災害防止法に基づき兵庫県が指定した土砂災害警戒区域の要件（急傾斜地の勾配 30 度以上あり、急傾斜地の高さが 5m 以上あるもの）に該当する箇所として、明石市内において、平成 30 年（2018）7 月時点で急傾斜の 29 ヶ所が指定されており、本計画区域では明石城跡東側の崖地等が指定されている。



図2-22 明石市東部の災害に関する危険区域
(明石市「明石市地震災害ハザードマップ」2014年)

第3章 史跡明石城跡の概要

3-1 史跡指定の状況

明石城跡は、平成16年9月30日付け文部科学省告示第142号により、以下のとおり国史跡の指定を受けた。

名称：明石城跡

指定年月日：平成16年(2004)9月30日

所在地：兵庫県明石市明石公園

指定面積：273,771.50 m²

指定基準：二. 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

詳細解説：

明石城跡は、近世、京・大坂の西に近接する山陽道筋にあたり、南は明石海峡に面する水陸交通の要衝に立地することから、江戸幕府により西国諸藩に対する押さえの地として重要視され、歴代、譜代・親藩大名が明石の地に封ぜられた。

元和3年(1617)、小笠原忠真が大坂夏の陣の戦功によって、信濃国松本から明石に10万石をもって国替えとなり、現在の明石城跡より南西約1kmにあった船上城に入城して、明石藩が成立した。翌年忠真は、将軍徳川秀忠から新城造営を命ぜられると、六甲山系が西に延び、明石川に区切られた台地の突端部に位置して戦略上の要地である人丸山を選んだ。幕府は普請費用として銀千貫目を与えた。

元和5年(1619)正月、幕府の普請奉行派遣のもと石垣普請が開始され、本丸、二ノ丸等の石垣、三ノ丸の石垣、土塁及び周辺の堀の普請は同年8月中旬に終わった。同年9月から櫓、御殿、城門、塀等の作事が始められ、その用材は廃城となった三木城、船上城等の資材が用いられたという。本丸の四隅に艮・巽・坤・乾の三層の隅櫓が建てられ、東・南・北には一重の多聞が築かれた。当初の坤櫓は伏見城の櫓を、また巽櫓は船上城の櫓を移したものと伝えられる。元和6年(1620)4月に造営を終え、忠真は船上城から新城に移った。

築城当初の縄張り図として「播磨国明石新城図」(『小笠原忠真一代覚書』)が伝存する。本丸の東側に二ノ丸、三ノ丸(後の東ノ丸)を配し、本丸と二ノ丸の間には土橋を設け、本丸を独立させていた。本丸には当初御殿が置かれ、本丸西端に東西13間、南北11間の天守台が設けられたが、天守は築かれなかった。本丸西側の高石垣下に西ノ丸(後の稲荷曲輪)、その西に捨曲輪(後の山里曲輪)を置いた。本丸、二ノ丸、三ノ丸の南面に大曲輪を設け、下屋敷と家老等の屋敷を作った。大曲輪を取り囲むように堀と土居が西、南、東に巡り、それぞれ枳形が開く。城の北側は、自然地形の谷を堀として利用し、これを鴻ノ池(後の剛ノ池)と繋ぎ、ほぼ四周を水堀で縄張りしていた。城郭の外側には東、南、西に武家屋敷が展開する外曲輪があり、外周に外堀が巡る構造であった。寛永8年(1631)の失火後、本丸御殿は再建されず、三ノ丸の居屋敷を御殿に代用し、本丸の四隅櫓は建て直し、塀で繋いだとされる。資料として正保城絵図等の史料が伝来する。

寛永9年(1632)に小笠原忠真が豊前小倉藩に転封した後、戸田松平家、大久保家、藤井松平家、本多家を経て、天和2年(1682)に越前松平家が入封して明治維新に至った。明治6年(1873)廃城令によって官営地となり、明治16年に旧藩士が出願して私立明石公園となったが、明治31年(1898)に城跡全体が御料地に編入された。大正7年(1918)、兵庫県が本丸付近を宮内省から借り受け県立明石公園が誕生し、その後御料地全域の払い下げを受け、昭和7年(1932)にほぼ現在の明石公園の規模となった。現在、本丸等の石垣、大曲輪の堀等が良好に残り、巽櫓、坤櫓(ともに重要文化財)が現存し、県立明石公園として市民に親しまれている。

このように、明石城は、西国諸藩に対する備えとして交通上、軍事上の要衝の地である明石の地に造営された近世を代表する城郭の一つであって、遺構等が良好に残存しており、わが国近世の歴史を理解するうえで貴重である。よって史跡に指定しその保護を図ろうとするものである。

出典：文化庁文化財部監修『月刊文化財』平成16年8月号(491号)

①官報告示：平成16年文部科学省告示第一四二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

平成十六年九月三〇日

名称	所在地	地域
明石城跡	兵庫県明石市 明石公園	三八九番一のうち実測二七三七七一・五〇平方メートル 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を兵庫県教育委員会及び明石市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

『官報』平成十六年九月三〇日（官報号外第二一七号）

②史跡指定地の状況

現在の史跡指定面積は273,771.50㎡であり、全域が兵庫県所有の公有地である。

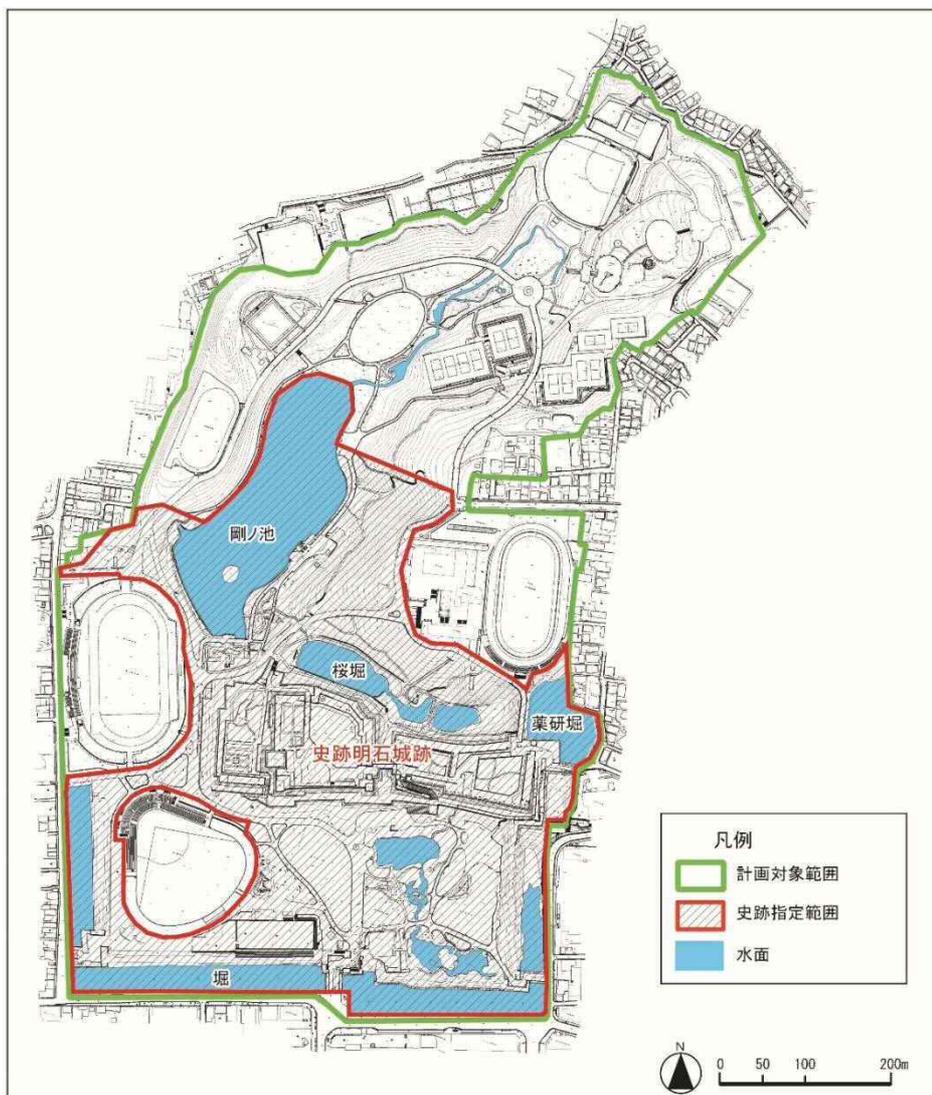


図3-1 史跡区域図

3-2 史跡指定地内の重要文化財の指定状況

文化財保護法第二十七条には、文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財として指定することができることと定められている。

明石城の^{たつみ}巽櫓・^{ひつじさる}坤櫓は、昭和32年（1957）6月18日に国の重要文化財として指定された。以下は重要文化財指定時の官報告示及び指定説明である。（原文は縦書き、内容は原文のまま）

①昭和32年文化財保護委員会告示第二十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、左表に掲げる文化財を重要文化財に指定する。

昭和三十二年六月十八日

文化財保護委員会委員長 河合彌八

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の住所
明石城 巽櫓 坤櫓	二棟	三重三階櫓、本瓦葺 三重三階櫓、本瓦葺 附 板札 一枚 元文二二年五月吉日の記がある	兵庫県	兵庫県	兵庫県明石市大明石町 (現明石公園 1-27)

②指定説明

明石城は元和三年（一六一七）小笠原忠真のため、岳父本多忠政（姫路城主）が築いたと伝えられる。現存する遺構は巽櫓及び坤櫓の二棟のみで、いずれも三重三階櫓である。外部は総塗籠になり、内部は各階を一室としている。建立年代を明らかにしないが、軸部材料よりみて江戸時代初期とみられる。その後の修理についても明らかにしないが、坤櫓には元文四年修復の墨書及び棟札がある^(注一)。現状から見て坤櫓はこの時相当大きな修理を行ったものと思われる。また明治三十四年にも修理があり^(注二)、昭和二十年には明石空襲の際壁及び瓦が落ち、昭和二十四年修理を行っている。

軒廻り及び屋根は補修を受けている模様であるが、なおよく江戸時代の気風を残している。

注一

(イ) 初重大梁墨書

元文四 六月実

御櫓修覆有之

普請奉行 吉村八右衛門

同目付 松村正八郎

同 内田勘平

同 佐藤文左衛門

手大工 河合平吉

小牧嘉平次

西川源七

注二

木札（巽櫓・坤櫓にあり）

明治三十四年四月 十七日 決済

全 年五月二十七日 起工

全 年十月 三十日 竣工

内匠頭従三位勲二等男爵 堤 正誼

内匠寮技師従六位勲五等 木子清敬

御料局京都事務所長

御料局技手従七位勲七等 下見重慎

内 匠 寮 技 手 安藤永次郎

(ロ) 棟札

石清水 元文二二年

(梵字) 奉修覆不動護摩供御城内安全祈願

八幡宮 五月吉日

3-3 明石城の歴史的変遷

明石城が築かれる以前、明石川河口右岸には船上城^{ふなげ}があった。この城は、天正13年（1586）に高山右近によって築かれ、その後元和5年（1619）に天下普請によって明石城が築城されるまでは、政治的中心として機能していた。船上城^{ふなげ}は明石城築城後「明石古城」とも呼ばれた。

明石城が築かれるに際し、候補地の一つとなった蟹坂^{かにがさか}（和坂）は、西方から延びる印南野台地の東端部にあたり、東西南北の交通路の交点を形成する交通の要衝であった。平成29年（2017）の発掘調査で、城（構居）に伴う堀が検出され本格的な城館があったことが判明した。ここには中世の城の一つ蟹坂構居があり赤松満祐の本陣となった城である。

このような築城の前段階を経て、明石城は明石川の左岸に築かれた。六甲山系からのびる台地の西端に主郭部を造り、その南側一帯には沖積地が広がる。中堀に囲まれた範囲には、城主の御殿と一部家臣の屋敷等があった。明治に埋められた外堀に囲まれた範囲には、家臣たちの武家屋敷が建ち並び、また、足軽など下級家臣の一部の屋敷は、外堀外の東部や南西部に設けられていたことが絵図などから推定される。

外堀南側には、西国街道がところどころで直角に方向を変えながら東西に走っているが、町屋はこの街道沿いに並んでおり、その東と西に職人町を置き、中央には東本町、西本町を置いている。寺院は河口部に近い城下町南西部に集中して設けられ、寺町を形成している。

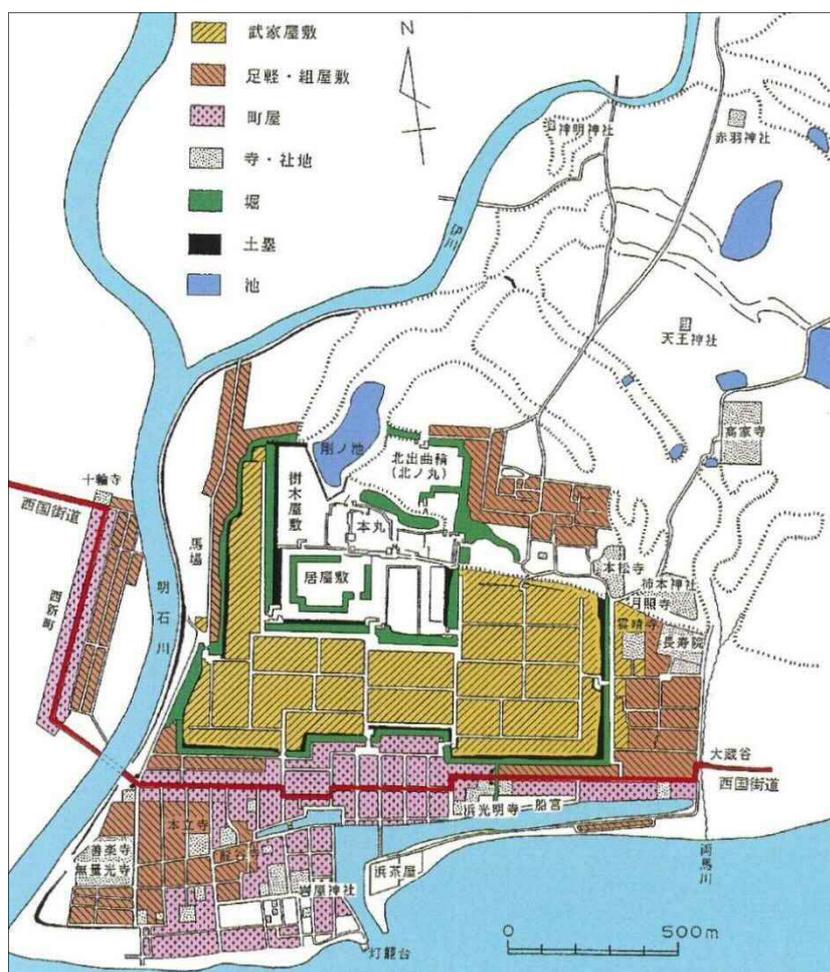


図3-2 明石城下全体構成図
 (『明石城関連絵図資料集』明石葵会、2016年)

こうした武家屋敷や町屋は、元和5年（1619）から実施された築城とともに整備されたものと考えられ、正保期（1645～1654）以降に描かれた絵図によると、街区割りに大きな変化はなかったようである。

（1）明石城の築城

明石城跡は、近世、京・大坂の西に近接する山陽道筋にあたり、南は明石海峡に接する水陸交通の要衝に立地することから、江戸幕府により西国諸藩に対する押さえの地として重要視され、歴代、譜代・親藩大名が明石の地に封ぜられた。

元和3年（1617）、小笠原忠政（のち忠真）が大坂夏の陣の戦功によって、信濃国松本から明石に10万石をもって国替えとなり、現在の明石城跡より南西約1kmにあった船上城に入り、明石藩（現在の明石市東部、神戸市西区、神戸市垂水区、三木市、加東市の一部）が誕生した。

翌年忠政は、将軍徳川秀忠から新城造営を命ぜられると、三ヶ所の築城候補地から六甲山系が西に延び、明石川に区切られた台地の突端部に位置して戦略上の要地である人丸山を選んだ。幕府は忠政に姫路城主であった本多忠政の指導を受けるよう命じ、普請費用として銀千貫目を与えた。

元和5年（1619）の正月に、幕府の普請奉行派遣のもと石垣の普請（現在の土木工事）を開始。本丸、二ノ丸等の城郭中心の石垣、三ノ丸の石垣、土塁および周辺の堀の普請が同年8月中旬には終了した。工事は町人請負で行われたとされている。

同年9月から櫓、御殿、城門、塀等の作事（現在の建築工事）が始められ、その用材は一国一城令により廃城となった三木城、船上城等の資材が用いられたといわれている。なお、船上城の築城時期は天正13年（1585）前後、三木城は諸説あって定かではないが三木戦史の記述より明応元年（1492）前後と推定されている。

本丸の四隅に良・巽・坤・乾の三層の隅櫓が建てられ、東・南・北には一重の多聞が築かれた。当初の坤櫓は伏見城の櫓を、また巽櫓は船上城の櫓を移したものと伝えられているが、定かではない。元和5年（1619）年末に主要部の造営を終え、忠政は船上城から新城に移った。

（2）明石城の縄張り

明石城の縄張は多くの絵図によって知ることができる。築城当初の縄張り図から、本丸の東側に二ノ丸、三ノ丸（現在の東ノ丸含む）を配し、本丸と二ノ丸との間には土橋を設け、本丸を独立させていたことが読みとれる。

城下の町割りは、剣豪宮本武蔵がつくったという説もあり、これまでの武家屋敷跡の発掘調査において、当時の武家の暮らしぶりがわかる数多くの遺構や遺物が見つかっている。

本丸には、築城当時、御殿が置かれていたが、築城から12年後寛永8年（1631）に出火により焼失した。以後、本丸に御殿は建てられることはなく、隅櫓から東西を監視する場所として利用された。

二ノ丸・東ノ丸は、戦闘時に、兵士をいれておく場所であったが、そのような使用をされたことは明石城の歴史ではなかった。

稻荷曲輪の西の捨て曲輪は、守城のとき、わざと放棄して敵を入れ、攻撃、射撃するため

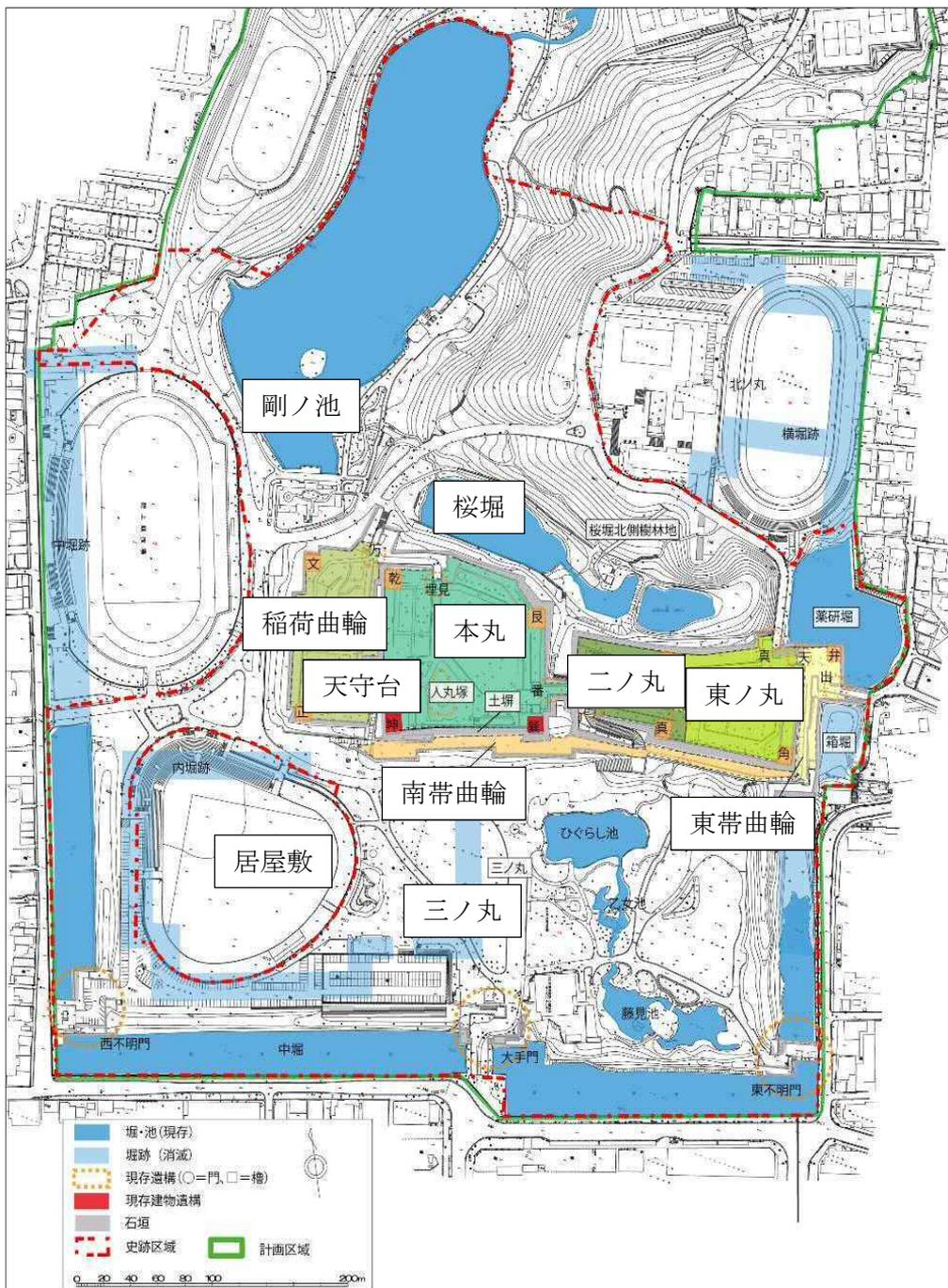
の曲輪で、捨てることを前提とした曲輪であった。

南・東帯曲輪は、本丸、二ノ丸、東ノ丸の石垣を強固なものにするためにつくられた曲輪である。

本丸、二ノ丸、東ノ丸の南側には大曲輪が設けられ、三ノ丸とよばれた時期もある。

三ノ丸には、政庁、藩主の御殿を兼ねた居屋敷が置かれた。本丸御殿の焼失後、藩主は居屋敷に居住した。三ノ丸の東半分は、家老屋敷や米蔵が置かれていた。

本計画では、参考資料において各絵図における縄張りの表記を整理した上で、p. 58「図4-6 近世における明石城の縄張図」（明石城史編さん実行委員会編『講座 明石城史』明石市教育委員会、2000年）に従い、縄張の表記は本丸、二ノ丸、東ノ丸、稻荷曲輪、南帯曲輪、東帯曲輪とする。



明石城跡概念図

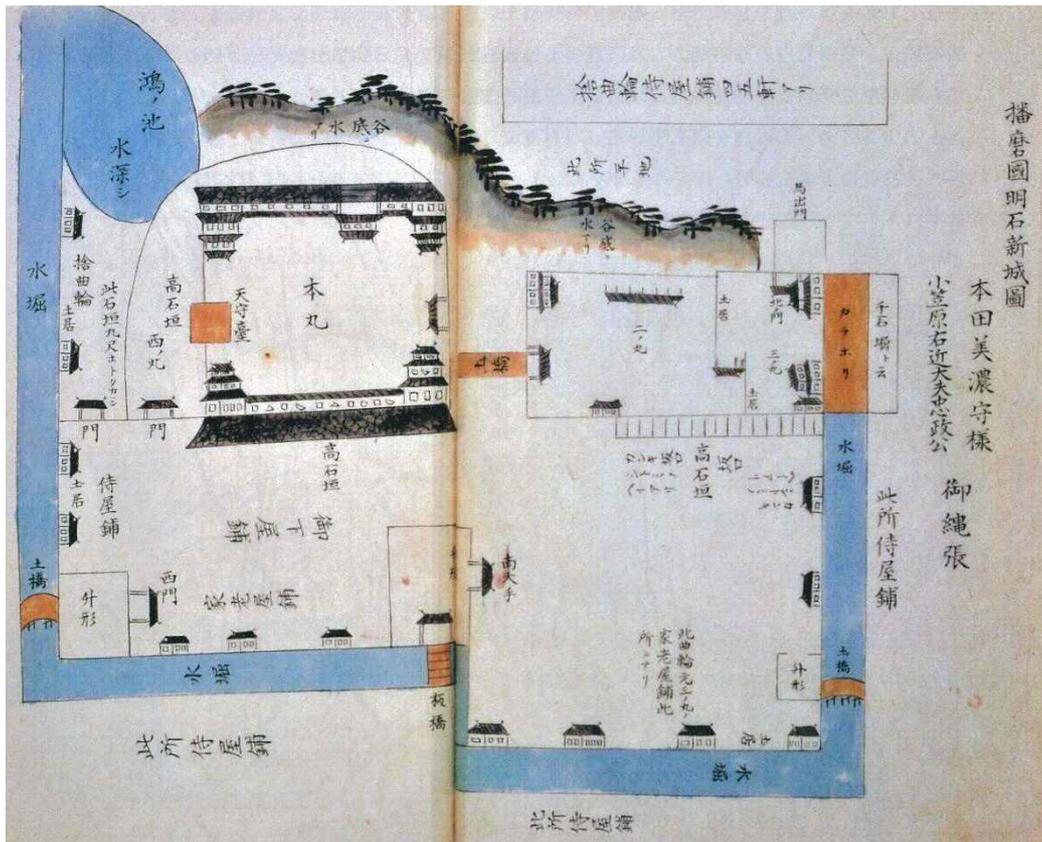


图 3-3 築城当初「播磨国明石新城圖」(小笠原忠真一代覚書より) 東京大学史料編纂所蔵
 (『明石城関連絵図資料集Ⅲ』明石葵会、2016年)

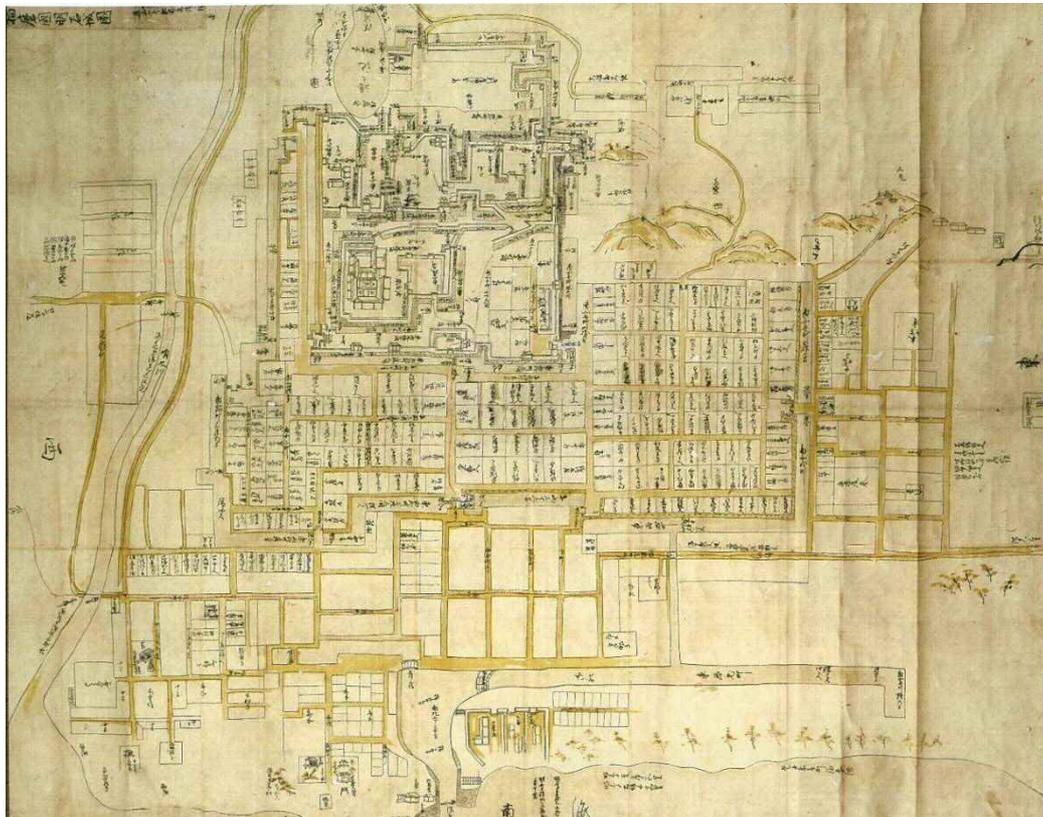


图 3-4 1639~1649年「播州明石城圖」小田原市立図書館蔵
 (『明石城関連絵図資料集Ⅲ』明石葵会、2016年)

正保元年の絵図（図 3-5、3-6）を見ると、本丸西側の高石垣下に西ノ丸（後の稲荷曲輪）、その西に捨曲輪（後の山里曲輪）を置き、本丸、二ノ丸、東ノ丸の南面に大曲輪を設け、下屋敷と家老等の屋敷が作られていたことが想定される。大曲輪を取り囲むように堀と土居が西、南、東に巡り、それぞれ枡形が開く。城の北側は、自然地形の谷を堀として利用し、これを鴻ノ池（後の剛ノ池）と繋ぎ、ほぼ四周を水堀で縄張りしていた。城郭の外側には東、南、西に武家屋敷が展開する外曲輪があり、外周に外堀を巡らせる構造であった。三ノ丸西部の、現在は第1野球場があるあたりには「居屋敷曲輪」と呼ばれる内堀で囲まれた一郭があった。寛永8年（1631）の本丸の火災以後、ここが藩主の居所に代用されて本丸御殿は再建されず、本丸の四隅櫓は建て直され、塀で繋がれた。

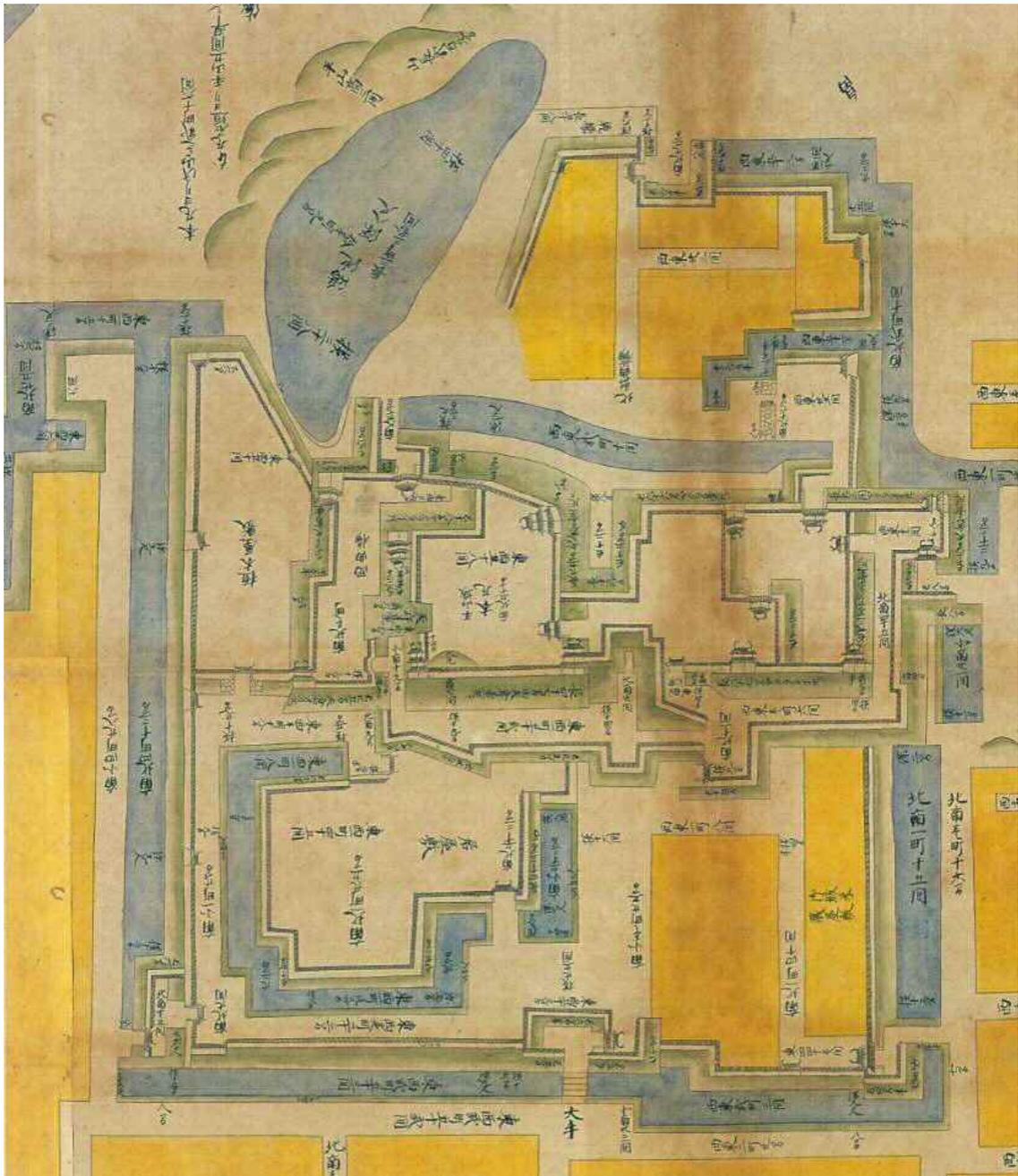


図 3-5 「播磨国明石城図」（正保元（1644）年）拡大／明石市立文化博物館蔵
 (『明石城関連絵図資料集』明石葵会、2016年)

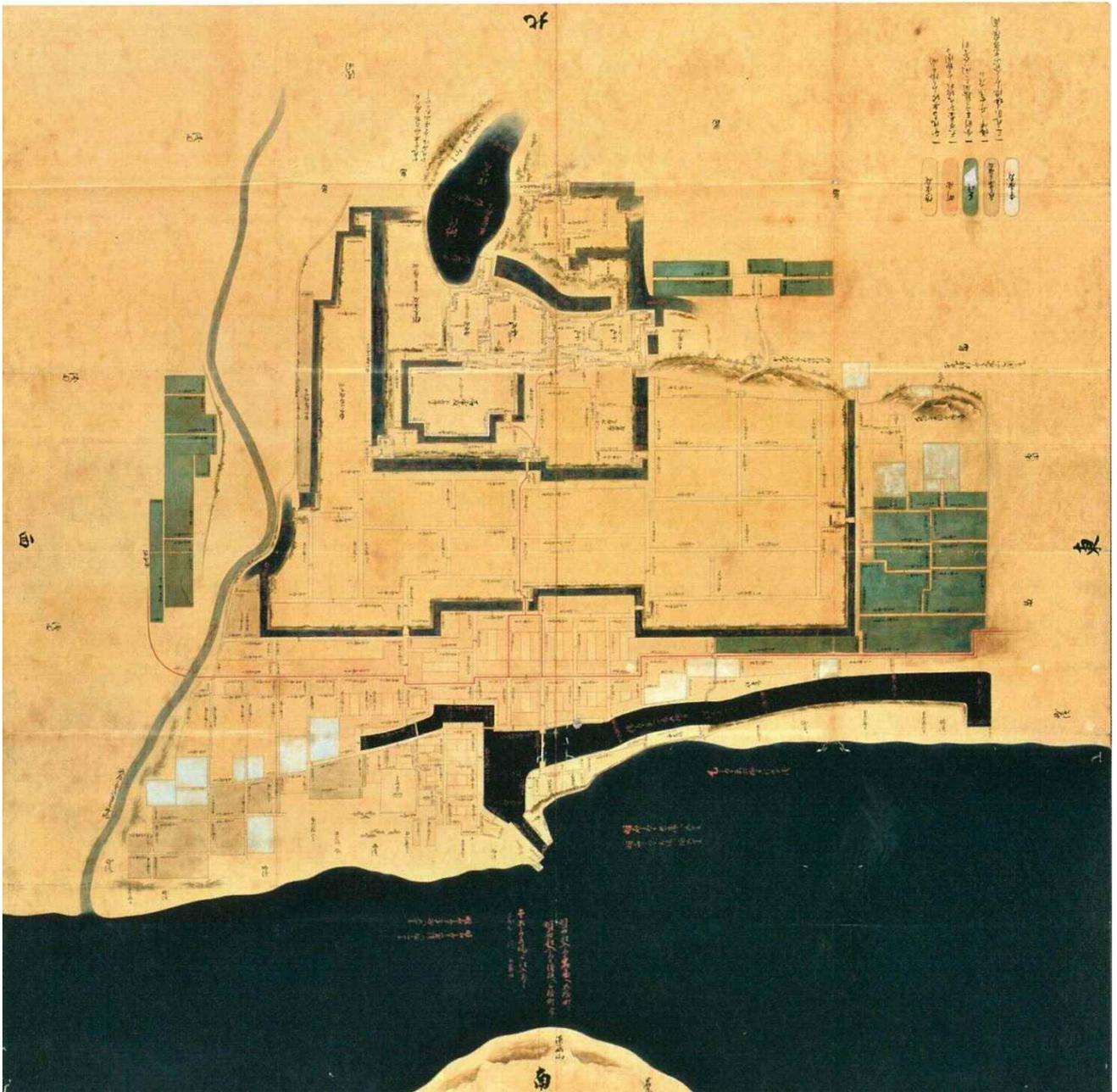


图3-6 正保元年(1644)播磨国明石城絵図「正保城絵図」国立公文書館(内閣文庫)蔵
(『明石城関連絵図資料集Ⅲ』明石葵会、2016年)

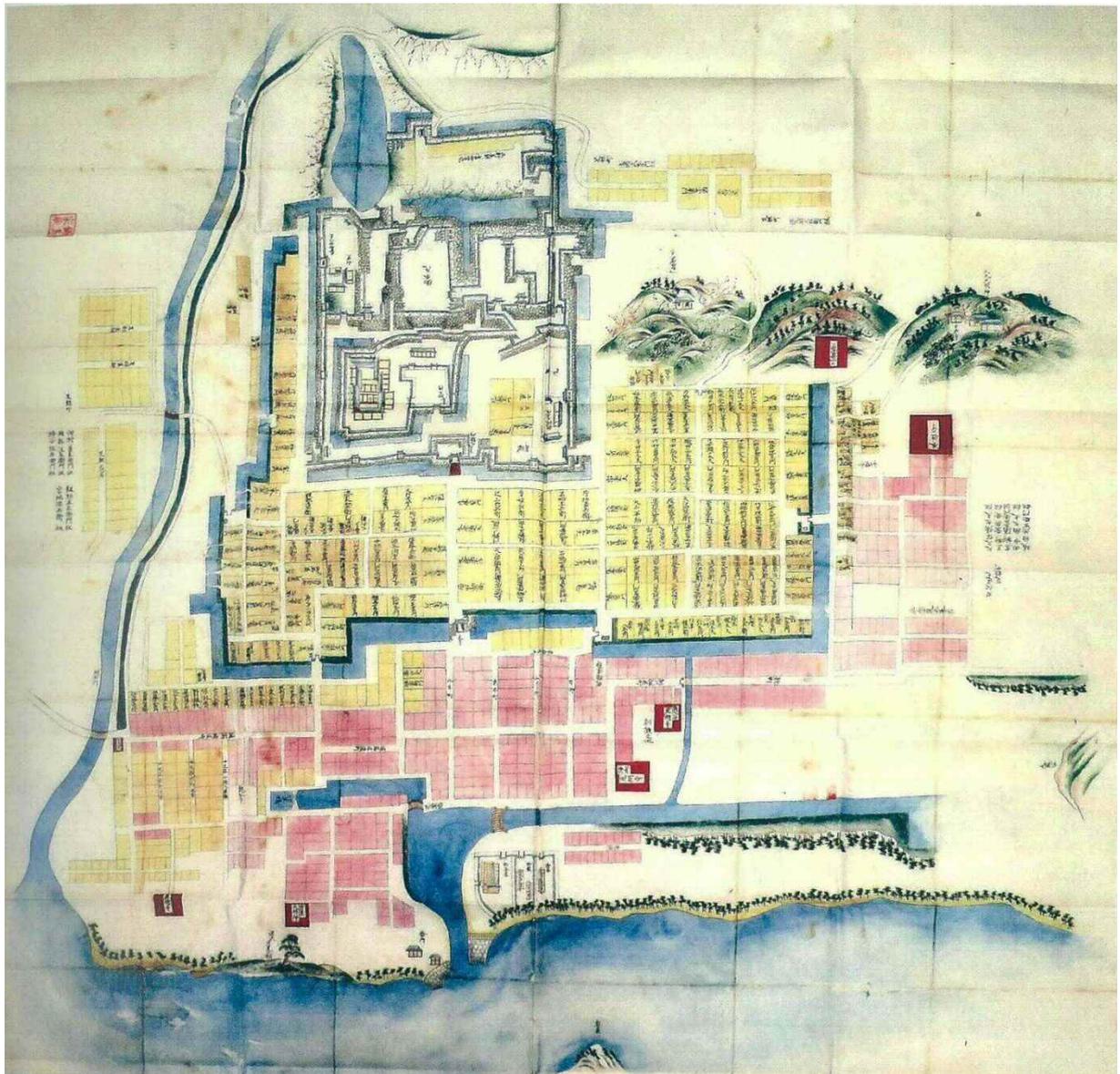


图 3 - 7 1639 年~1649 年「明石城郭之図」鍋島報效会蔵
(『明石城関連絵図資料集Ⅲ』明石葵会、2016 年)

(3) 築城以降

寛永9年(1632)に小笠原忠政が豊前小倉藩に転封した後、松平康直、光重、大久保季任、松平忠国、信之、本多政利が明石藩主となり、天和2年(1682)に越前松平家が入封して明治維新に至った。

寛永8年(1631)に三ノ丸下屋敷台所より出火、本丸にまで火が回り貯蔵していた武具・馬具・鉄砲火薬類まで全て焼失する大火が生じたといわれる。この火災の被害は本丸及び火元の三ノ丸下屋敷周辺に及んだことが推察される。以後本丸の御殿は再建されず、三ノ丸内に屋敷を建て藩主の御殿として住まい、本丸には四隅に櫓を建て直し、堀で繋いだとされている。現在の巽櫓・坤櫓は、この寛永の大火後に再建されたものである。

寛永9年(1632)に小笠原忠政は豊前小倉十五万石に転封したため、明石城は一時藩主不在で幕府の管理下に置かれ、姫路の本多忠義及び政勝が隔月交替で在番した。

翌寛永10年(1633)4月に戸田松平氏が藩主となり、以後大久保氏、藤井松平氏、本多氏を経て、天和2年(1682)以降は越前松平氏が代々の城主となった。8代の松平直明(1682～1701年)以降、その子孫が17代の松平直致まで続き、明治維新まで明石藩を治めた。

表3-1 明石藩歴代藩主

代	藩主	禄高	官名	入封年(和暦)	前任地	転封年(和暦)	任地
1	小笠原 忠政(忠真)	10万石	右近大夫	1617年 (元和3年7月)	信濃松本	1632年 (寛永9年10月)	豊前小倉
-	本多 忠義	幕府直轄	能登守	1632年 (寛永9年11月)		1633年 (寛永10年4月)	
-	本多 政勝	幕府直轄	内記	1632年 (寛永9年11月)		1633年 (寛永10年4月)	
2	松平 康直	7万石	丹波守	1633年 (寛永10年4月)	信濃松本	1634年 (寛永11年5月)	死去
3	松平 光重	7万石	丹波守	1634年 (寛永11年6月)	家督相続	1639年 (寛永16年3月)	美濃加納
4	大久保 季任(忠職)	7万石	加賀守	1639年 (寛永16年4月)	美濃加納	1649年 (慶安2年7月)	肥前唐津
5	松平 忠国	7万石	山城守	1649年 (慶安2年7月)	丹波篠山	1659年 (万治2年2月)	死去
6	松平 信之	6万5千石	日向守	1659年 (万治2年2月)	家督相続	1679年 (延宝7年10月)	大和郡山
7	本多 政利	6万石	出雲守	1679年 (延宝7年10月)	大和郡山	1682年 (天和2年2月)	奥州岩瀬
8	松平 直明	6万石	若狭守	1682年 (天和2年3月)	越前大野	1701年 (元禄14年10月)	退任
9	松平 直常	6万石	但馬守	1701年 (元禄14年10月)	家督相続	1743年 (寛保3年2月)	退任
10	松平 直純	6万石	左兵衛督	1743年 (寛保3年2月)	家督相続	1764年 (明和元年3月)	死去
11	松平 直泰	6万石	左兵衛督	1764年 (明和元年5月)	家督相続	1784年 (天明4年10月)	退任
12	松平 直之	6万石	左兵衛佐	1784年 (天明4年10月)	家督相続	1786年 (天明6年4月)	死去
13	松平 直周	6万石	大蔵大輔	1786年 (天明6年6月)	家督相続	1816年 (文化13年9月)	退任

14	松平 斉韶 なりつぐ	6万石	左兵衛督	1816年 (文化13年9月)	家督相続	1840年 (天保11年2月)	退任
15	松平 斉直 なりこと	8万石	兵部大補	1840年 (天保11年2月)	家督相続	1844年 (弘化元年6月)	死去
16	松平 慶憲 よしのり	6万石	兵部大補	1844年 (弘化元年7月)	家督相続	1869年 (明治2年2月)	退任
17	松平 直致 なおむね	6万石	左兵衛督	1869年 (明治2年2月)	家督相続	1869年 (明治2年6月)	版籍奉還
-	松平 直致		明石藩知事	1869年 (明治2年6月)	任命	1871年 (明治4年7月)	廃藩置県

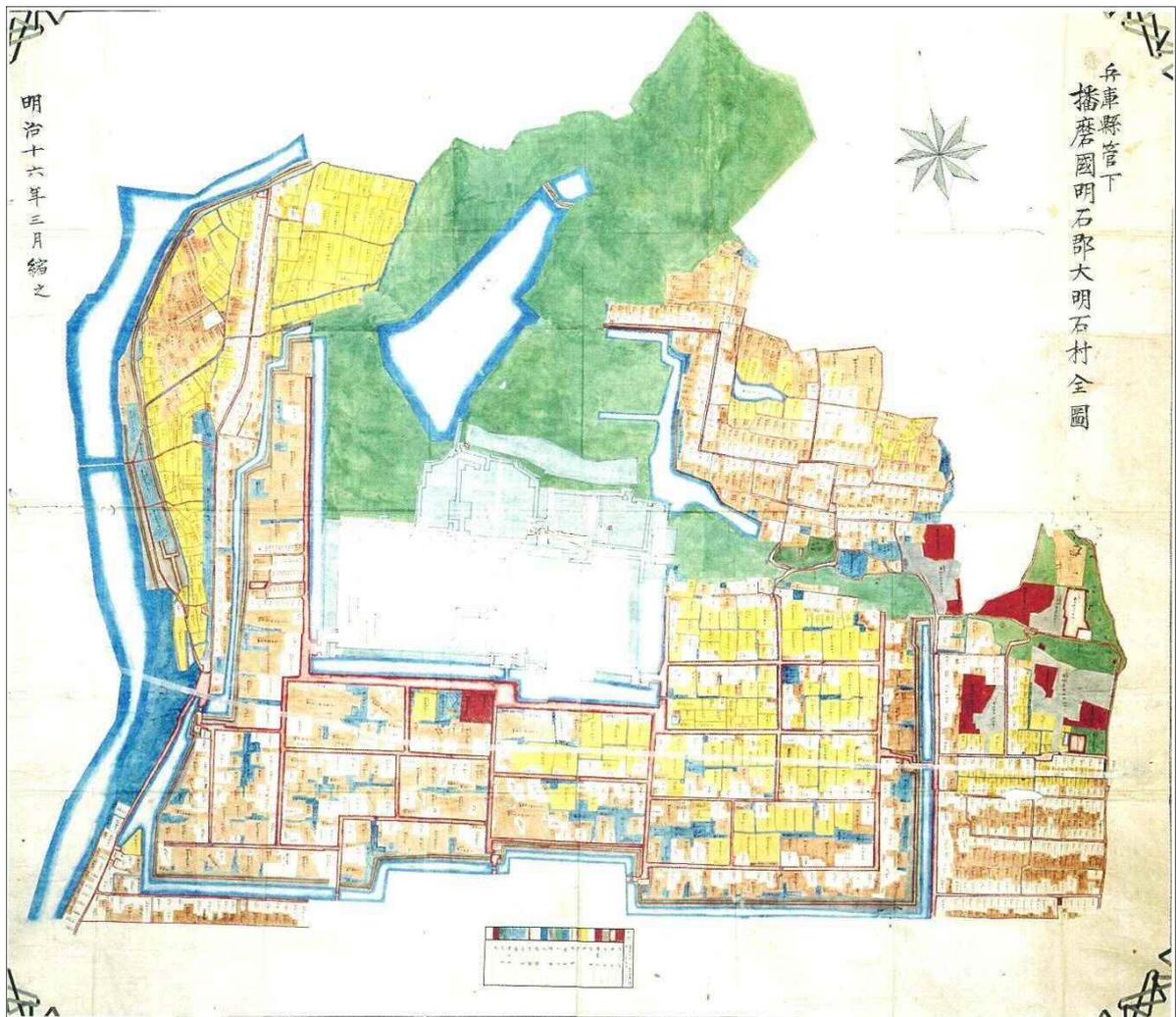


図3-8 明治16年(1883)「播磨国明石郡大明石村全図」明石市立文化博物館蔵
(『明石城関連絵図資料集』明石葵会、2016年)

①明石城 武家屋敷跡と町屋跡

明石城の武家屋敷は、城郭をめぐる中堀と外堀とに挟まれた範囲内に建ち並んでいた。武家屋敷跡の発掘調査は昭和60年（1985）に山陽電鉄高架化工事に伴い実施されたのを皮切りに、これまで約140件、調査面積約40,000㎡に及ぶ。

現在も市街地には地割りの跡が多く残され、文久3年（1863）の「明石町内旧全図」などの絵図からは、当時の家臣の居住区や屋敷割を知ることができる。また、城下の町割りも、剣豪宮本武蔵によるものという説もある。（地誌『明石記』『播磨鑑』）これまでの武家屋敷跡の発掘調査において、当時の武家の暮らしがわかる数多くの遺構や遺物が見つまっている。屋敷の周囲に巡らされた溝や、火災などに備えるため家財類を蓄えていた地下施設の穴蔵、他に上水道、井戸、池、水琴窟などがある。出土した遺物には、日常雑器として用いられていた陶磁器の他、瓦、下駄、箸、煙管、かんざし等がある。陶磁器の産地を見ると、17世紀末頃には明石焼、朝霧焼といった地元での陶器生産が開始されたことが明らかになってきた。

また、明石城下町の町屋跡の発掘調査はこれまで約40件行われてきた。初期の町屋は、『町割年号記』によると、東から鍛冶屋町、細工町、東魚町、東本町、西本町、西魚町、信濃町、東樽屋町、西樽屋町、明石町の10町であった。

明石の町屋の様子を示す絵図に『明石城下東本町絵図』（文久3年（1863））がある。それによると、この町割りは南北の間数が長く、屋敷の1戸の標準的な大きさは間口が6間（10.8m）、奥行きが16間（約29m）で、約300㎡の広さであった。

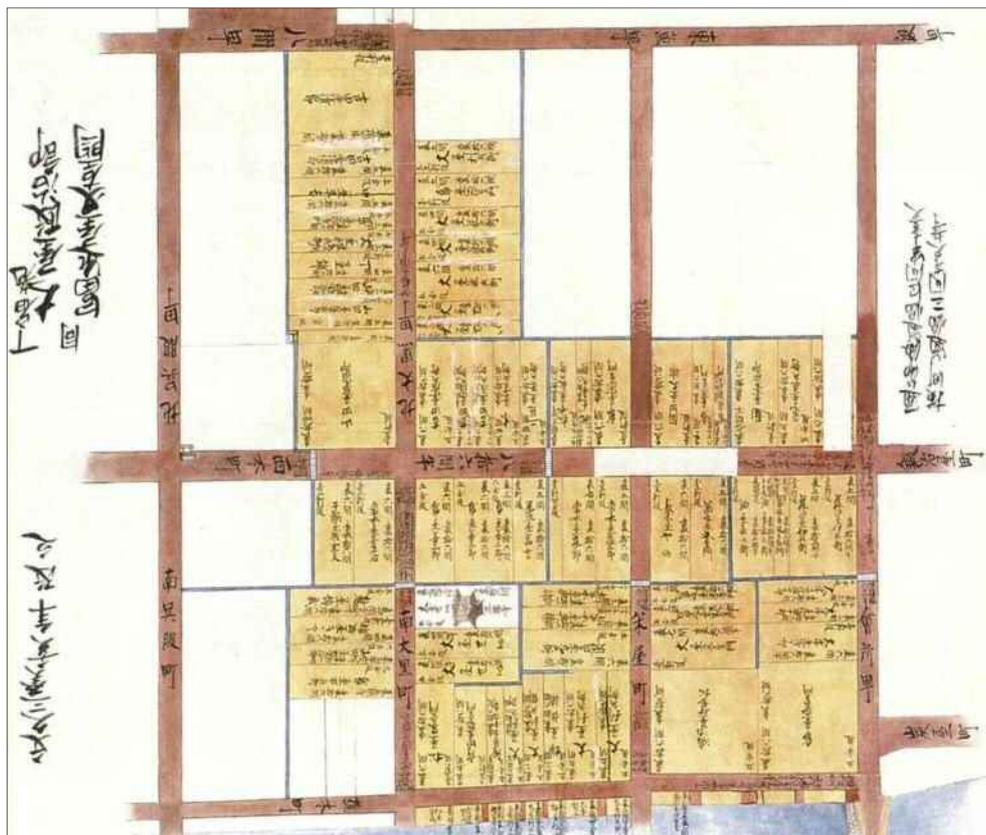


図3-9 明石城下東本町絵図（部分）（文久3年）／明石市立文化博物館蔵

（『明石の近世—明石城築城時の姿』発掘された明石の歴史展実行委員会・明石市、2017年）

②居屋敷の平面図

明石城の主郭部を囲む中堀の内、本丸の下に、さらに堀で囲まれた居屋敷曲輪があった。その御殿の平面図として「明石城居屋敷郭御殿平面図」が明石市立文化博物館に所蔵されている。

元和5年（1619）の築城当初、御殿は本丸に設けられたが寛永8年（1631）の火災により焼失した後は、本丸下の下屋敷を改造して藩主の公私にわたる生活空間として使われた。内部は大きく分けて表御殿・奥御殿・台所から構成されていた。南東隅にある表門は切手門と呼ばれ、明治16年（1883）に月照寺の山門として移築され、数少ない明石城の建造物として市の文化財に指定されている。（第4章参照）

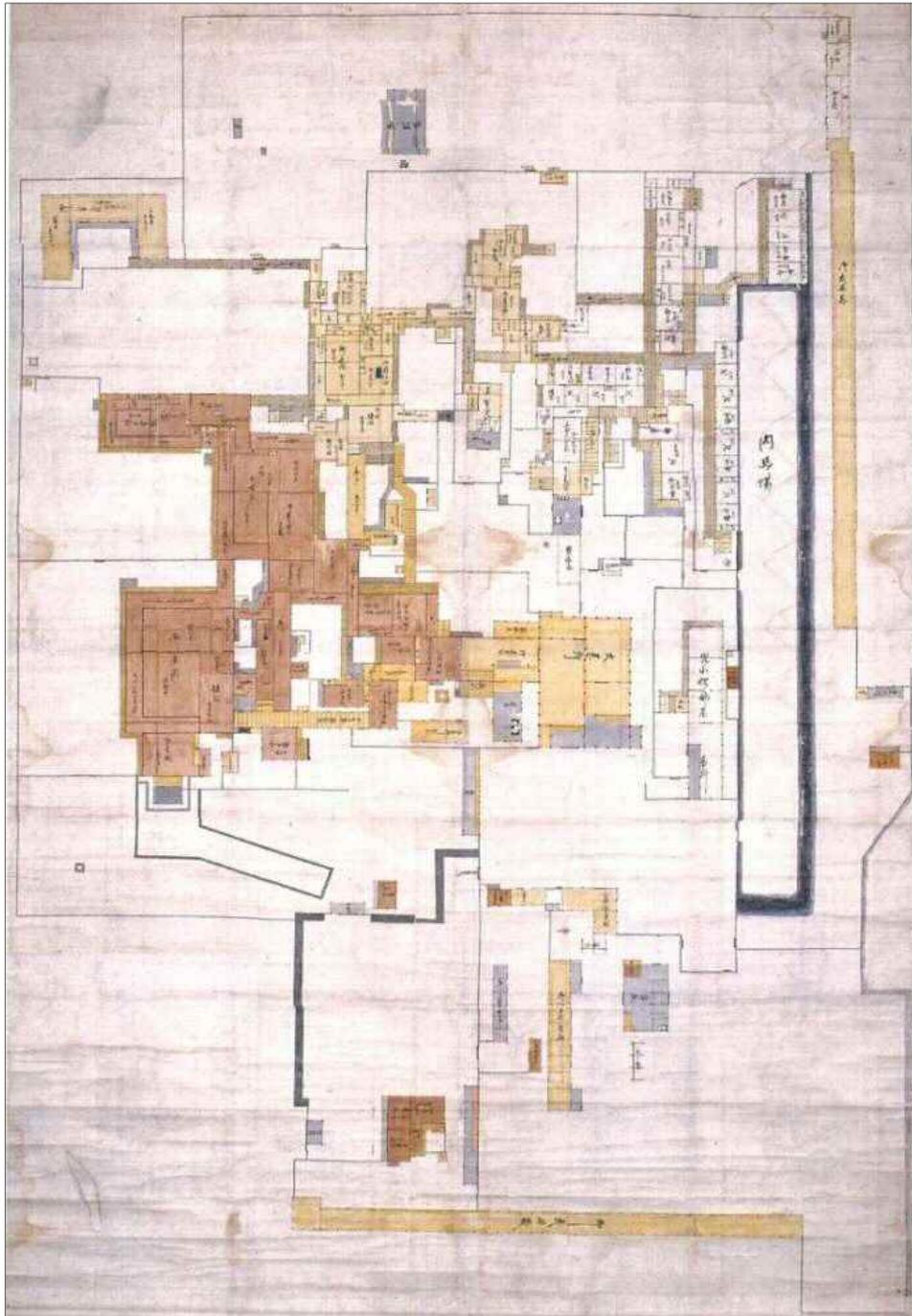


図3-10 明石城居屋敷郭御殿平面図／明石市立文化博物館蔵（画面右が北）
（『明石城関連絵図資料集』明石葵会、2016年）

(4) 民営公園時代～明石公園誕生～

明治4年(1871)の廃藩置県によって明石藩から兵庫県へと明石城の所有が移ると、当時の実利を重んじる文明開化の下で幕藩時代の建物や器物が入札され、逐次払下げが進んだ。

明石城は、明治6年(1873)の廃城令により廃城となり、内濠の一部、総濠(外濠)の全てが埋め立てられ、門、櫓等の建物が取り壊され、官営地として管理されることとなった。

明石城の象徴であった櫓の解体が、明治14年(1881)8月、決定された。しかし同年、この決定を不服とする旧明石藩士を中心にした明石郡内の有志が明石城跡並びに櫓の保存を目的とする公園開設のために明石城跡の借用を国に正式に願い出る。

そして2年後の明治16年(1883)、明石城跡のうち約6.02ha(現在の明石公園の9分の1程度の面積)の貸与・公園開設が許可され、旧士族を中心とするメンバーで結成された「明石公園保存会」の管理運営の下で民営公園とし明石公園が誕生した。

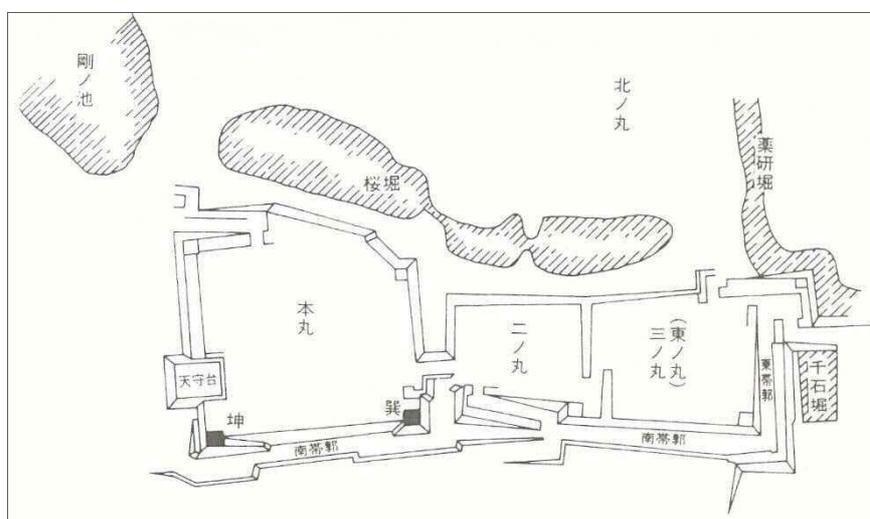
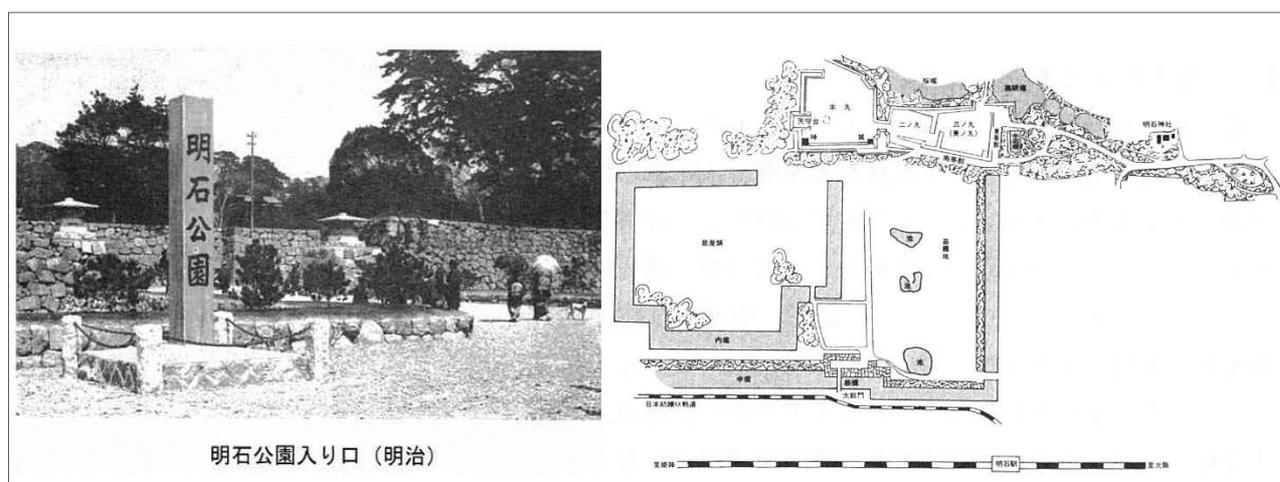


図3-11 明石公園平面図(明治16年)

(辰巳信哉『歴史の証人 明石公園』神戸新聞総合出版センター、2005年)



明石公園入り口(明治)

図3-12 明治20年代の明石公園

(辰巳信哉『歴史の証人 明石公園』神戸新聞総合出版センター、2005年)

明石城跡の本丸と櫓を中心とする公園は、本丸から指呼の間に臨む明石浦ののどかな眺めに加え、明治19年(1886)に本丸に明石神社が創建されたことによってこの参拝と合わせて多く

の人々が来園する県下有数の名所として賑わった。

近郷近在から多くの人々が訪れるようになり、保存会はかねてより公園区域が狭すぎるとして拡張願いを出していたが、明治20年(1887)にこれが認められ、公園は10.5haに拡張開園された。そして明治23年(1890)、明石公園保存会規則が定められ、近代的な公園管理体制が始まった。

明治6年(1873)の廃城令により明石城が廃城となって以降の明石城保存に係わる動きについては、当時の新聞が以下のように伝えた。

維新以後の明石城跡

一 明石城を公園に拝借したしと英人の出願

新聞集成明治編年史

(明治12・6・28、朝日) 播州明石の旧城跡を、今度英人シンキール氏が公園地に致度とて、此程兵庫県へ卅年間借下を願出と。

二 明石城取毀問題で官庁の食言に憤慨

(明治14・8・20 東京日日) 明石城、兵庫県下播州明石の旧城は、彼の明石の浦に沿ひて蒼松の間に白壁の隠見するなど、却て一層の風景を増す如くなれば、内外人の遊観に来る者も多く、別て明石の士族は本丸、二丸とも跡方なくなりたる上は、忠この城櫓のみ旧藩の遺物なり、責ては永世に保存して当時の光景をも後日に伝えたいものなりと、其趣を県庁へ上申し、一同にて御拂下の儀を願ひ出でたるに、県庁にて保存の方法さへ立たば、其含意は尤もなる次第なりとて、私下許可の内諭もありしかば、士族は何れも安心して居たるに、如何なる御會議にや、其議は中途にて立消となり、今度神戸の湊川神社の傍らに、相生学校と云ふを建る用材に、右の城櫓を拂下らるる事になりて、同校の世話掛は、此ごろ人夫を連れ取毀しにかかりたるにぞ、士族は一同騒ぎ立て、県庁の御評議も不審なるが、第一郡長の処置専横を極めたるものと云ふべしとて、士族中五百余名が団結し、石巻清隆、美濃部寛の二氏が頭領となり、一一不当を詰問せんとて、昨今諸所に集会するよし、此の結局は如何になるべきやとの通知あり、

三 明石城再度の注進、決死籠城の覚悟

(同8・23 東京日日) 当城に起りし騒動は、先に報道せし如く、士族は県庁の処分に不平を抱き、終に旧藩士の他国他郷にある者まで招きよせ、去る十四日に大評定を開きたり、其議は旧藩の諸士より猶県庁へ嘆願書を捧げ、夫にても聞届けられぬ時は、最早や絶体絶命の時節到来なりとて、中にも昔なら城代とも云ふべき林某は、いかに各々にも願意の貫徹せずして弥々当城破却の命下らば、其時は最先かけ城に火をかけ、潔く櫓と共に一片の焰となり、名をば後代に留めんが如何にと、思ひ切て云放ちし有様は、天晴れ籠城の覚悟とも云ふべく、勇氣凛々傍りを拂て見えたれば、夫と聞く城下の町人どもは、何時いかなる變の起らんも計られずと、ひそかに雑具を片付け、人の心何となく穩かならざれば、篠崎少書記官は由々しき大事なりとて早速出張せられ、何か懇々説諭ありしが、何と落着すべきか未だ分り難しとの報あり、

四 明石城の取毀問題、明^{はり}い解決で梟

(同8・26 東京日日) 明石城第三報

同城破却の件は、已に両回報道せし通りなるが、今回石巻、磯野、長瀬、宮崎等の諸氏が立入り、百万周施尽力されしにぞ、終に本月十六日、士族総代より書面を県庁へ呈し、左の指令を得て無事に鎮定に歸したり、則ち

五 当城内現状保存の儀願

当城内の儀は海辺の名区にして清雅なること近隣地方に稀なるを以て、雅客は素より洋人も屢々来遊する所なり、且該城櫓の如きも大に風致を助くるが故之を永遠に保存し長く我国の名勝を失はざる様仕度、吾々士族の兼々熱望に堪へざる所に御座候是に拠て去る明治九年本県甲第七拾二号を以て入札致候ものは、全く前頭の志操を徹底致度との熱望より起りしものに候然る所当時同士族中の高橋房男なるものに落札となり、同人は言を俟たず一同大に満悦の色を顯はせしに、因らざりき、此御達は御取消となり、先きの満悦は忽然變じて憂苦となり、是に於て乎、房男等は再三御庁に向ふて何卒先きの御布達を實行せられんことを嘆願せしに、其節御庁に於て城櫓の次第ありて茲に至りしものなれば、此後に於て城櫓取崩す等の事は必然無之と懇々後説諭ありしを以て不得止遂に退出仕候、其後明治十年九月中、旧城池の件に付、御庁より当旧一小区副区長及び当村戸長を御召出し相成候節に於ても、該城櫓等は必ず保在相成度旨上申仕、御聞置相成、吾々士族一同大に安心仕候、降て現今に至りて尚宿望少も衰へず、此勝地を遊園地として人工の奇観たる城櫓をも永遠に保存するの志望益々切なるに至るを以て、当部長にも協議及び且郡中へも往々

之を商議し、不日出願に可及存意の所、豈計らんや、今般神戸地区及び相生校へ御下附の趣にて、已に破毀に着手するを見て、士族一同の喫驚は大方ならず、如比相成候ては多年の宿望一朝水泡に帰し、実に金円を以て購ひ得可からざる一奇觀を、聊かなる費金を補ん為め、之を取毀つは無常も亦甚し、我国の名勝を想はざるの次第に非ずや、仰ぎ希くは、我等の情状を御洞察被成下、別紙記載の建物、何卒御保存被成下度、此段偏に奉懇願候也、

明治十四年八月十六日

播磨国明石郡大明石村士族總代

宮崎柳太郎
外十四名

兵庫県令森岡昌純殿

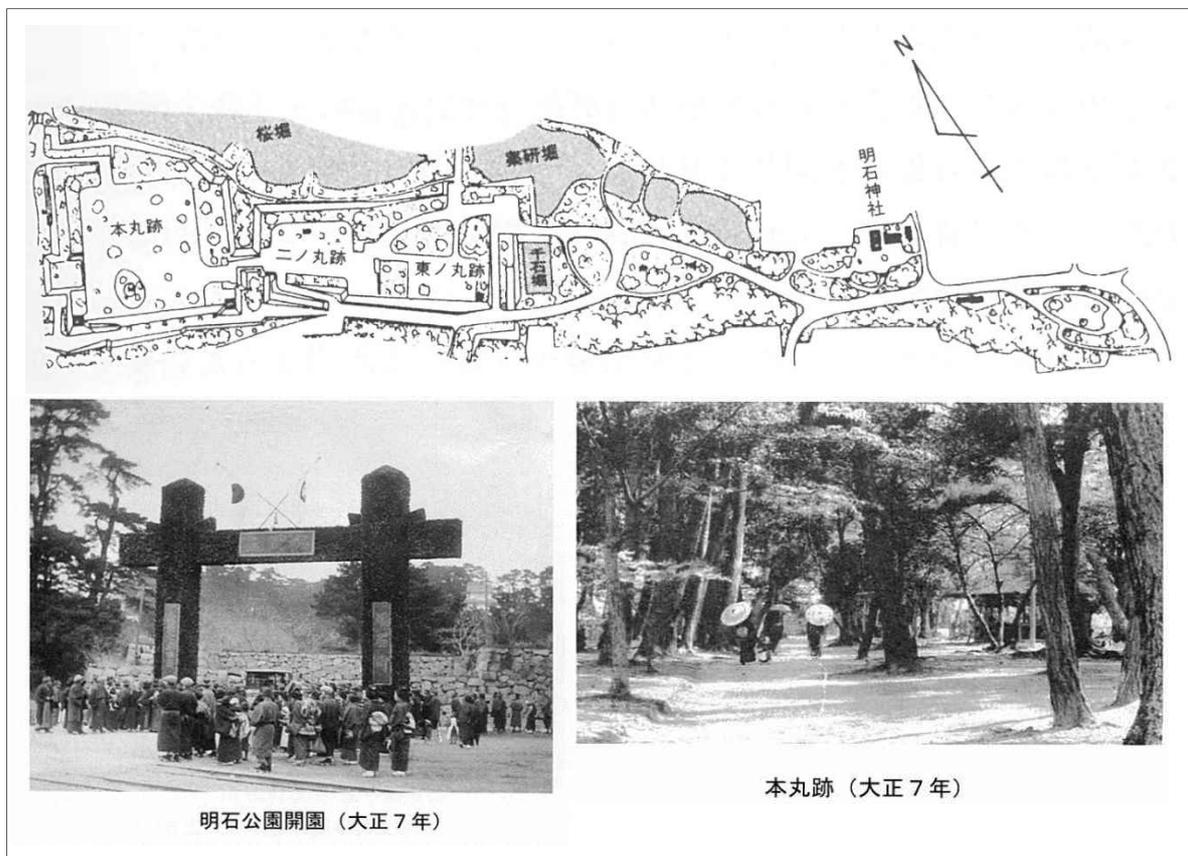
右指令、書面願之趣可及何分詮議候條、将来維持方法等取設け、更に可願出事、

(参考：明石市『明石市史資料（明治前期篇）第7集下』明石市、1988年)

(5) 郡営公園時代～明石公園廃止～

明治30年(1897)前後、明石の隣接する神戸が貿易の拠点として目覚ましい発展を遂げつつあったこと、そして兵庫-明石間での山陽鉄道開通によって、明石公園に来る人々の数はさらに増えていった。しかしながら、民営公園である明石公園には県や郡からの援助がなく、公園利用が増えるに従って増加する公園の維持・管理に掛かる費用をこれ以上工面することはできなかった。そのため、明治29年(1896)に明石郡が、明石公園は多くの人々の利用する公共性の高い公園であるとして、公園の管理を郡に移管、郡立明石公園となった。

郡立公園となった翌年である明治30年(1897)、園内に兵庫県簡易農学校が開校し、公園敷地は再び拡張前の本丸等がある台地上のみとなった。一方、当時の宮内省が皇太子殿下(後の大正天皇)の御用邸の用地として明石城跡を選び、明治31年(1898)には城跡が御料地に編入



明石公園開園 (大正7年)

本丸跡 (大正7年)

図3-13 県立明石公園平面図 (大正7年)

(辰巳信哉『歴史の証人 明石公園』神戸新聞総合出版センター、2005年)

され、同時に明石公園は廃止されることとなった。

地元の熱烈な歓迎のなか、明石公園は御料地となり、宮内省は周辺市街地の道路などの整備費を下賜するとともに、御料地内の文化財の修復も行った。しかし、明石離宮の造営が進まないままに明治天皇が崩御し、大正天皇の即位後はこの御用邸造営は中止となった。これに伴い、自由に行き来できる公園の方が良いという意見が地元で広がりだし、大正6年（1917）には、県知事が御料地を借り受けて県立公園としたいと表明し、大正7年（1918）に宮内省から本丸付近9.92haを借地して県立明石公園が開園した。

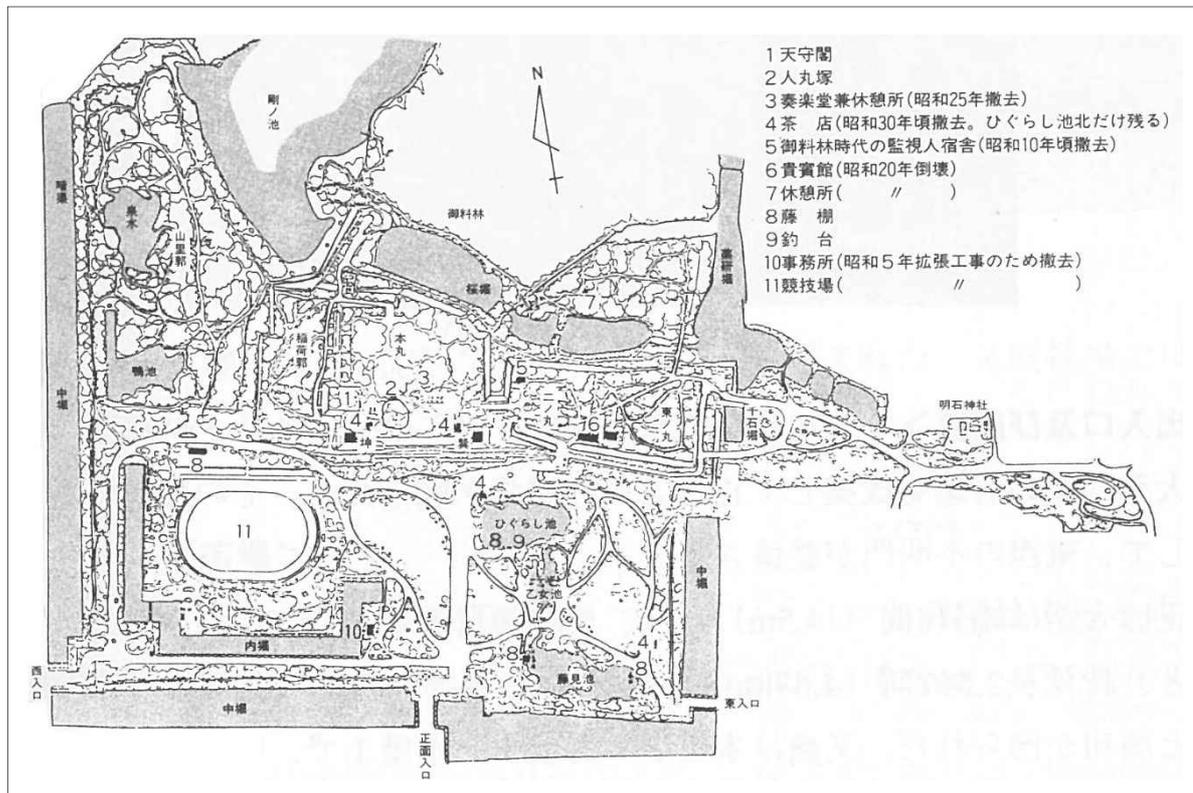


図3-14 大正11年拡張工事配置図

(辰巳信哉『歴史の証人 明石公園』神戸新聞総合出版センター、2005年)

(6) 県営公園～明石公園復活～

県立公園として復活した明石公園はその後、公園区域の拡張と競技場や橋梁等の建設、堀や芝生地等の整備が進められる。なお、この際に掛かった費用の殆どは企業からの寄付によって賄われている。大正9年（1920）、知事は明石公園大改造計画を発表し、園内の農学校を移転、御料地の払下げを出願し、大正13年（1924）に公園は29.92haに拡張された。

そして、昭和4年（1929）になると、御料地全体の払下げが完了し、昭和7年（1932）、公園はほぼ現在の明石公園の規模（54.8ha）となった。園路や野球場建設を始めとする整備事業によって植栽された桜の若木が育ち、園内で花見が楽しめるようになった頃、時代は戦時体制に突入していった。

(8) 戦災復興期から現代 ～阪神・淡路大震災被災～

深い緑に包まれていた明石公園であったが、戦争によって一面焼け野原と化していた。しかし昭和 21 年（1946）春、早くも憩いの場復活への動きが始まる。戦後の混乱期のなか、人々の心は先ず日々の生活の立て直しや街の復興に向けられる。そこで、敗戦に打ちひしがれていた国民に夢を与えようとスポーツ振興がとり上げられた。そして同年、野球場復旧工事が行われ、全国中等学校野球大会県大会が行われたのを皮切りに、昭和 23 年（1948）には総合運動場建設工事が着工され、県営明石競輪場（後に閉鎖）や第 1 野球場、第 2 野球場、テニスコートなどが完成し、ほぼ現在の明石公園の姿となった。なお、これら一連の建設工事は失業対策事業として行われたものでもあった。

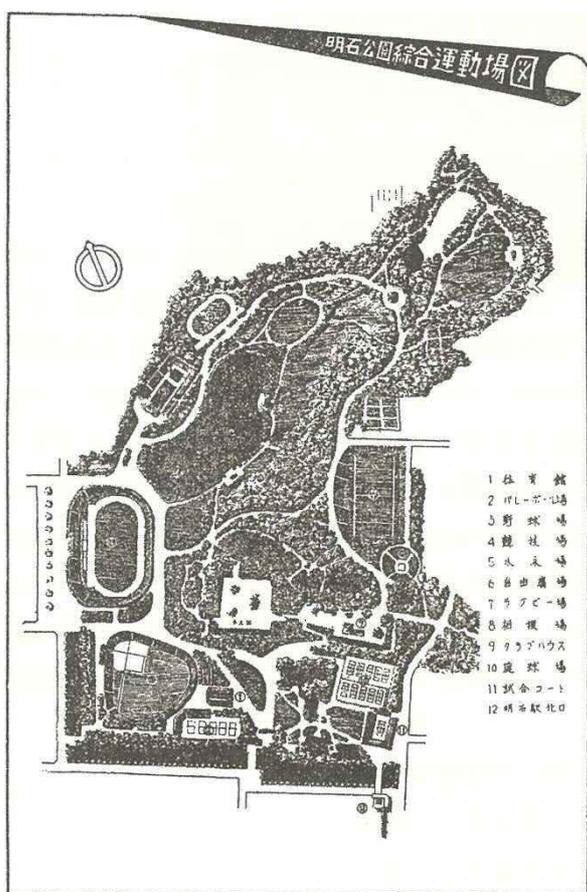


図 3-16 総合運動場建設計画(昭和 23 年)

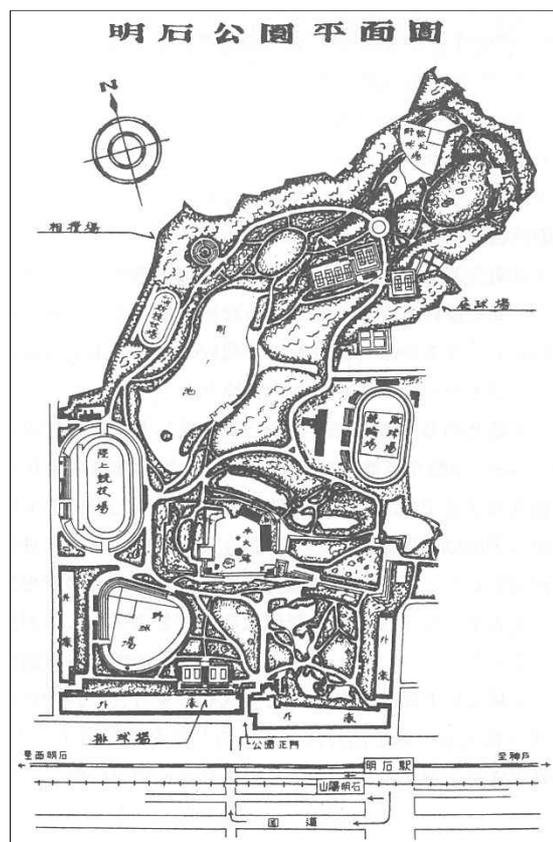


図 3-17 県立明石公園平面図(昭和 26 年)

(辰巳信哉『歴史の証人 明石公園』神戸新聞総合出版センター、2005 年)

公園内の施設・設備は充実していき、プロ野球公式戦を始めとする様々な競技が開催された。昭和 32 年（1957）には、隅櫓が国の重要文化財に指定され、さらに昭和 39 年（1964）に都市公園法に基づく都市公園となった明石公園の施設はさらに充実し、園内に県・市立図書館や弓道場等が建設されると共に、これまでの運動施設の大幅な改築が行われた。そして平成元年（1989）に「日本の都市公園 100 選」、翌 2 年（1990）に「さくら名所 100 選」に選出され、全国的にも知られる存在となった。

しかし、公園の近代化に向けてバリアフリー化や水質浄化対策、園路舗装が進むなか、平成 7 年（1995）1 月 17 日の阪神・淡路大震災によって被災する。この震災による明石市の被害は周辺地域に比べて少なかったが、明石公園では城石垣が崩れ、巽・坤櫓に亀裂が入った他、球



図3-19 1961年5月22日国土地理院撮影空中写真(MKK611-C16-182)にみる明石公園と明石城跡
 (国土地理院の空中写真 (<https://mapps.gsi.go.jp/maplibSearch.do?specificationId=59109>)
 を加工して作成)

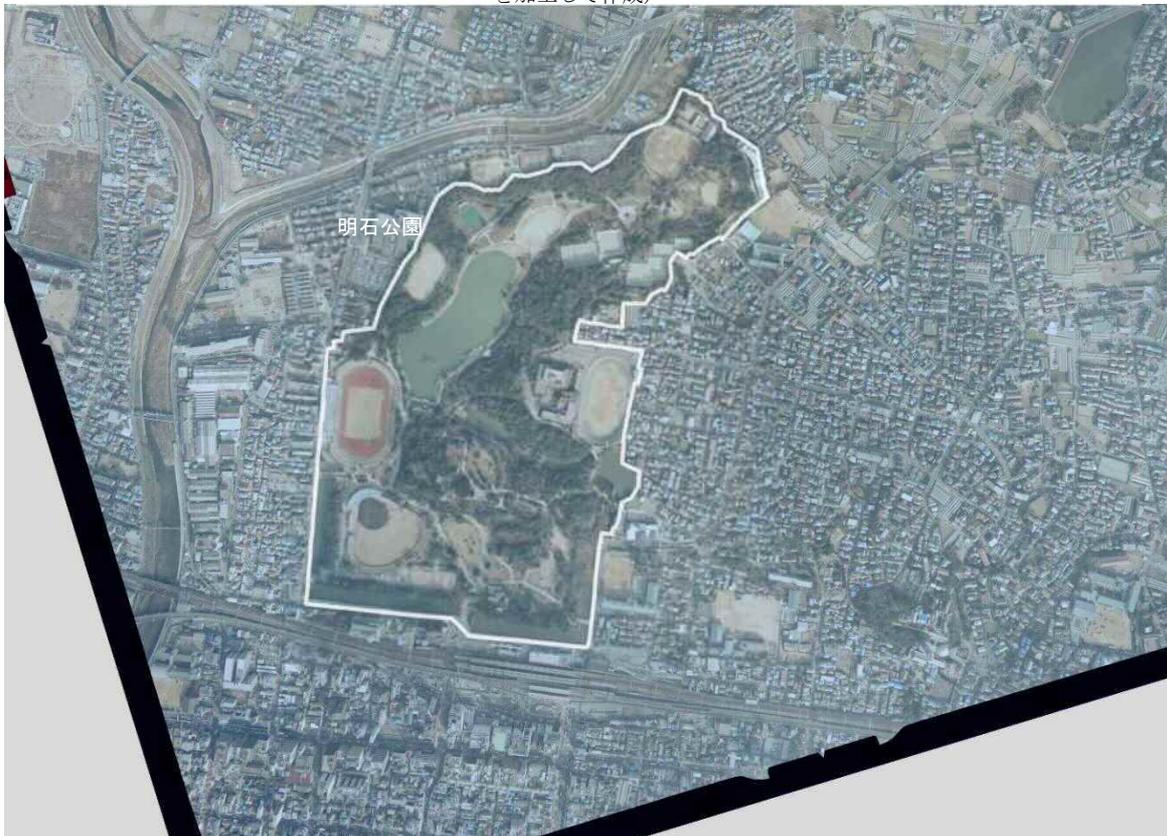


図3-20 1995年1月20日国土地理院撮影空中写真(CKK944-C2-2128)にみる明石公園と明石城跡
 (国土地理院の空中写真 (<https://mapps.gsi.go.jp/maplibSearch.do?specificationId=775730>)
 を加工して作成)

以上のように、明石城跡は明治維新以降、明石公園として保存、整備、活用されてきた。明石城跡の歴史的経緯を次の表に示す。

表3-2 明石城の歴史的経緯

元和3年(1617)	本多忠政、姫路藩主になる。小笠原忠政が信州松本より明石に国替えとなり、現在の明石城より南西約1kmのところにあった船上城 ^{ふなげじょう} に入城、明石藩(現在の明石市東部、神戸市西区、神戸市垂水区、三木市、加東市の一部)が成立。
元和5年(1619)	徳川秀忠の命により明石城築城開始。同年末、小笠原忠政が明石城に入城。
元和6年(1620)	本丸に4棟の三重櫓が完成。明石町中の地子免除。
元和7年(1621)	明石浜築港工事。
寛永8年(1631)	正月に本丸の御殿が火災で焼失。以降は、城崖の南側全体にあたる三ノ丸西部の内堀で囲まれた一郭の居屋敷曲輪が藩主の居館となった。
元禄13年(1700)	天守台を3ヶ月半ほどの期間で修理。
寛保元年(1741)	当時の藩主松平但馬守が本丸南側の腰曲輪下の石垣を直す願いを出す。
明治6年(1873)	廃城令により明石城が廃城。大蔵省の所管となる。内堀の一部、門、櫓等の取り壊し。
明治8年(1875)	明石城の各建物を民間に払い下げ。
明治14年(1881)	明石城の象徴であった櫓の解体が決定されたが、決定を不服とする旧藩士を中心とした明石郡の有志が、明石城跡並びに櫓を保存し公園として公開することを目的に土地の借用を国に願い出る。
明治16年(1883)	地元有志が借地し、民営明石公園として開設。隅櫓が残る旧本丸や旧二ノ丸など石垣で囲まれた台地上の約2.4haに官有地のまま公園開設を許可。
明治19年(1886)	旧本丸に明石神社造営。旧藩主松平家の先祖(徳川家康や松平直明ら)を祀る。
明治20年(1887)	南側に接する平地部約4.5haも公園用地として拡張
明治22年(1889)	明石公園保存会の発足。城跡の遺構の保存から公園としての利用志向への転換であったとの指摘もみられる(野中勝利:2017)
明治30年(1897)	明石公園の郡営化(実質2年間)明石郡による園内建物5棟の買収完了、隅櫓の修繕は計画されるも郡会により延期。県による農学校の建設。
明治31年(1898)	御料地編入により廃園、宮内省が所管。同地選定の請願の背景には、皇室とのつながりが生まれること、城跡が保存されることへの期待があった。
明治34年(1901)	宮内省による整備費を下賜するも明石御用邸や離宮の造営進まず。宮内省が両角櫓を修復。乾櫓撤去。土堀の傷んだ中央部を撤去。
大正7年(1918)	県が宮内省から御料地を借り受け、県立明石公園として開園。大正3年(1914)に須磨の武庫離宮が完成し、明石城跡の公園化を目的に不要となるだろう御料地の一部無償貸し下げを明石郡会より要望。大正4年(1915)にも明石郡より出願するが不許可。大正5年(1916)には第三者への払い下げを阻止するため県による公園化に言及。清野知事による折衝から、県費で適当な修理を施し、各種の設備を加えた公園として公開する計画での許可を得た。
大正11年(1922)	農学校が移転、旧校舎を市に引き継ぎ。約10.6ha(残りの御料地の約1/3)の追加貸与による公園拡張の決定。史跡の保存や風致の保全を方針としたが、内濠の一部は埋め立てられる。
大正13年(1924)	5月23日 明石公園拡張工事竣工式。
昭和4年(1929)	県が時価200万円以上の御料地全体を28万円で払い下げる有償払下げ決定。9月 第2期拡張工事の開始。樹木を伐採して野球場の整備、内堀の埋立てなどの全面的な整備が実施されたが、遺構の保存志向は見られなかった。寄付金の不足から工程は遅れた。

昭和10年 (1935)	現在の明石公園の区域を開園。
昭和15年 (1940)	巨人軍キャンプが公園野球場で実施。
昭和20年 (1945)	明石空襲により公園が被弾。同年8月終戦。
昭和21年 (1946)	野球場復旧工事開始。全国中等学校野球大会県大会始まる。
昭和23年 (1948)	総合運動場建設工事着工。県営競輪場設置決定。
昭和24年 (1949)	櫓屋根葺きかえ、壁塗り直し
昭和32年 (1957)	巽櫓・坤櫓、国の重要文化財指定。 11月、 <small>やなだせいがん</small> 梁田蛻巖二百回忌に、明石公園内に亀毛の句碑を建立。
昭和35年 (1960)	台風・復旧修理
昭和36年 (1961)	明石競輪場閉鎖。
昭和39年 (1964)	都市公園法に基づく都市公園。
昭和40年 (1965)	台風復旧
昭和47年 (1972)	競輪場跡地利用として県・市立図書館設置決定。
昭和52年 (1977)	都市緑化植物園計画に対し、県文化財保護審議会より建議。明石公園の整備に伴う良櫓の発掘と調査（～昭和57年）
昭和55年 (1980)	文化庁補助による明石城櫓の屋根葺きかえ・部分修理始まる（～昭和57年）
昭和56年 (1981)	兵庫県教育委員会、明石警察新庁舎建設に伴い船上城跡の発掘調査を実施。
昭和60年 (1985)	山陽電気鉄道高架工事に伴い、明石武家屋敷跡の発掘調査始まる。
平成元年 (1989)	「日本の都市公園100選」に選出。市政70周年記念事業「とき打ち太鼓」完成。
平成2年 (1990)	「さくら名所100選」に選出。
平成7年 (1995)	阪神・淡路大震災で城石垣が崩れ、巽・坤櫓に亀裂。 建設省所管の都市災害復旧工事「明石公園城石垣復旧工事」として本丸などの石垣の修復工事始まる。相生町では被災した住宅の復旧に伴い、外堀跡の発掘調査を実施。
平成8年 (1996)	東仲ノ町再開発事業に伴う明石武家屋敷跡の発掘調査が開始される。
平成12年 (2000)	本丸などの石垣の修復工事、櫓復元工事完了。両櫓の間の土塀も復元。
平成16年 (2004)	城跡が国の史跡に指定。
平成30年 (2018)	土塀塗り直し、巽櫓の台風復旧修理
平成31年 (2019)	明石城跡築城400周年記念事業

（参考：辰巳信哉『歴史の証人 明石公園』神戸新聞総合出版センター、2005年。明石城史編さん実行委員会編『講座明石城史』神戸新聞総合出版センター、2000年）

3-4 明石城跡の調査成果

(1) 史跡地内の発掘調査

明石城跡の史跡地内における調査としては、昭和52年(1977)～54年(1979)、昭和59年(1984)、平成7年(1995)・平成8年(1996)に比較的まとまった範囲の発掘調査が、兵庫県教育委員会により行われた。

① 昭和52年(1977)～54年(79)の発掘調査

昭和52年(1977)～54年(79)の発掘調査は、明石公園内の植物園化構想に伴うもので、本丸から東ノ丸や稲荷曲輪にかけての中心部の発掘調査と、刻印を含む石垣調査であった。植物園整備計画に沿って三次にわたって3,800㎡を対象として行われた。

第一次調査(昭和52年1月9日～3月17日)には本丸・二ノ丸・東ノ丸の縁辺部において行われる石垣に近い部分の土砂流出防止のための根石工事や、危険防止のための防護工事に伴い調査を行った。また稲荷曲輪の南側の薬草園計画地にもトレンチが設定された。第二次調査(昭和53年7月13日～10月12日)では本丸・二ノ丸・東ノ丸における中心部の整備、及び稲荷曲輪北半分の整備に伴い調査が行われた。第三次調査(昭和54年8月6日～10月29日)の建設計画は、剛の池・桜堀付近及び稲荷曲輪西側の石垣に沿って幅10m、現道路面よりも約1m高く、帯曲輪状に伸びる部分の整備計画に伴い調査が行われた。

調査により本丸では、北東隅の長櫓で礎石と雨落ち溝、東側石垣の暗渠への排水の会所が見つかっている。中央部で径30cmほどの小穴が複数検出され、天守台石垣を積みあげる作業用仮設の痕跡と推定された。一方、本丸御殿の礎石は見つからなかった。また、本丸南西部に築城以前から存在した古墳であるという伝承が残っていた人丸塚では、トレンチを設定し調査が行われた。しかし、調査の結果、古墳を築造する際の整形方法がとられず、瓦が各所から出土していることから、城の時代の築山のようにであると推定された。

稲荷曲輪では、暗渠へ続く排水施設や、本丸側の石垣と平行する南北方向の礎石建物などが確認されている。天守台の西側下では、現在の天守台の根石から約1.5m西側に、別の根石列があった。現天守台基礎の補強か、積み直して残された古い天守台の基礎のどちらかであると考えられる。



図3-21 本丸の長櫓跡(西から)

(兵庫県教育委員会『兵庫県文化財調査報告書第24冊 明石城—昭和52年度～昭和54年度調査概要—』1984年)



図3-22 本丸排水施設入口(西から)
(同上)



図3-23 稲荷曲輪排水施設(南から)
(同上)

② 昭和 59 年（1984）の発掘調査

昭和 59 年（1984）の発掘調査は、雨水管設置に伴うものであった。大手門から二ノ丸・本丸へと通じる南北路の中央で道に沿って調査し、ごみ穴と見られる遺構が見つかった。ただ、遺物は江戸時代末頃の新しいもので、ここが江戸時代にも城内のメインルートであったことから、ごみ穴は明治の廃城前後の遺構と考えられる。

③ 平成 7 年（1995）・平成 8 年（1996）の発掘調査

平成 7 年（1995）・平成 8 年（1996）の発掘調査は、平成 7 年（1995）1 月 17 日の阪神・淡路大震災による被災を受けた県立明石公園石垣都市災害復旧事業に伴う発掘調査として、兵庫県都市住宅部公園緑地課・兵庫県加古川土木事務所の委託によって兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所が、平成 7 年度に全面調査、平成 7・8 年度に断面調査を実施した。同調査の整理作業は、平成 10・11 年度に兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所が同事務所にて実施した。調査は石垣の解体修理に伴う場所を中心に行われた。

二ノ丸北側では、石垣内側の幅約 7 m のところで本来の地山が確認されている。そのすぐ上には瓦や炭、焼土を含む層があった。これは、火災などによる瓦礫を含む盛土によって、現在見られる石垣が築かれたことを示す。この層からは、小笠原氏の三階菱文や、池田氏の船上城に由来する可能性が高い桐文と揚羽蝶文などの軒丸瓦が見つまっている。軒丸瓦として一般的な巴文も、周囲の珠文が小さく数の多いものや、巴の先が長く伸びるなど江戸初期より古い特徴が見られる。寛永の火災以後の城主の家紋瓦が含まれないので、その時の石垣改修で盛土の中に入った可能性がある。

東帯曲輪や稲荷曲輪では、石垣を基礎から復旧する修理が行われた。その結果、明石城では基礎に木を組んだ胴木などは使われておらず、地山の上に直接根石を据えて積み始めたことが分かっている。その一方で、稲荷曲輪南面の石垣では、基礎石の全面で粘土をつき固め、強度を高めようとした痕跡も確認されている。

三ノ丸では大手の太鼓門、東不明門、西不明門で調査が行われた。安定した段丘を芯に築かれた中心部の石垣とは異なり、これらの石垣内部の裏込栗石より内側では、しまりの悪い砂質土を盛り上げていた。ただ、表土との境には目の細かい土を使ったしまりのよい層もあった。このように、上面にしまりのよい層を設けるのは、姫路城清水門跡の石垣など他の城でも見つまっている。石垣の上からしみ込んだ雨水は、栗石を通過して石垣表面へ排出されるが、このとき盛土の一部も流れて栗石層が目詰まりする原因になる。それを防ぐため、雨水のしみ込みを防ぐ機能もあったかもしれない。

発掘調査で瓦以外の遺物は殆ど出土していないが、稲荷曲輪北側の万門では石垣内から筒状の鉄製品と、寛永通宝が 10 枚出土している。地鎮としての役割があったのかもしれないと見られる。寛永通宝には、元文 4 年（1739）以後に铸造された新寛永の鉄銭が含まれていて、それ以後に埋められたことになる。江戸時代中期以降にも城内の石垣が改修されていたことが窺われる。

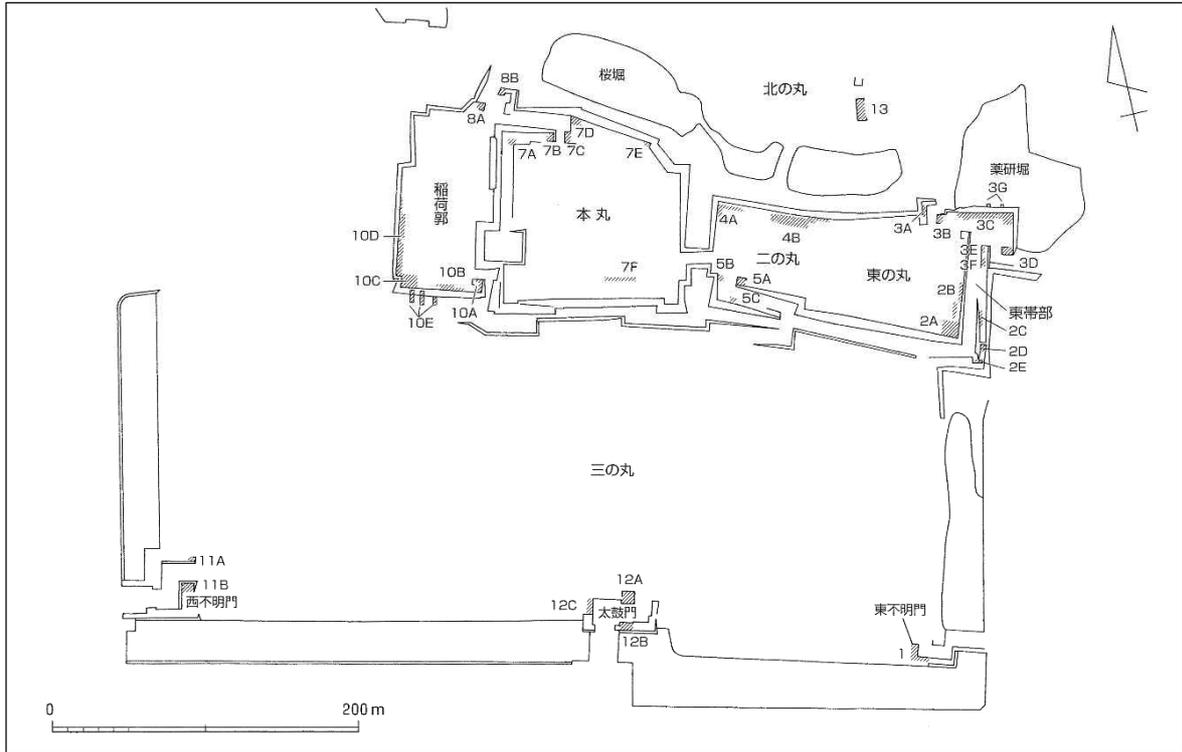


図3-24 平成7・8年発掘調査の調査区配置図
 (兵庫県教育委員会『明石城跡Ⅲ 兵庫県文化財調査報告第196冊』2000年)

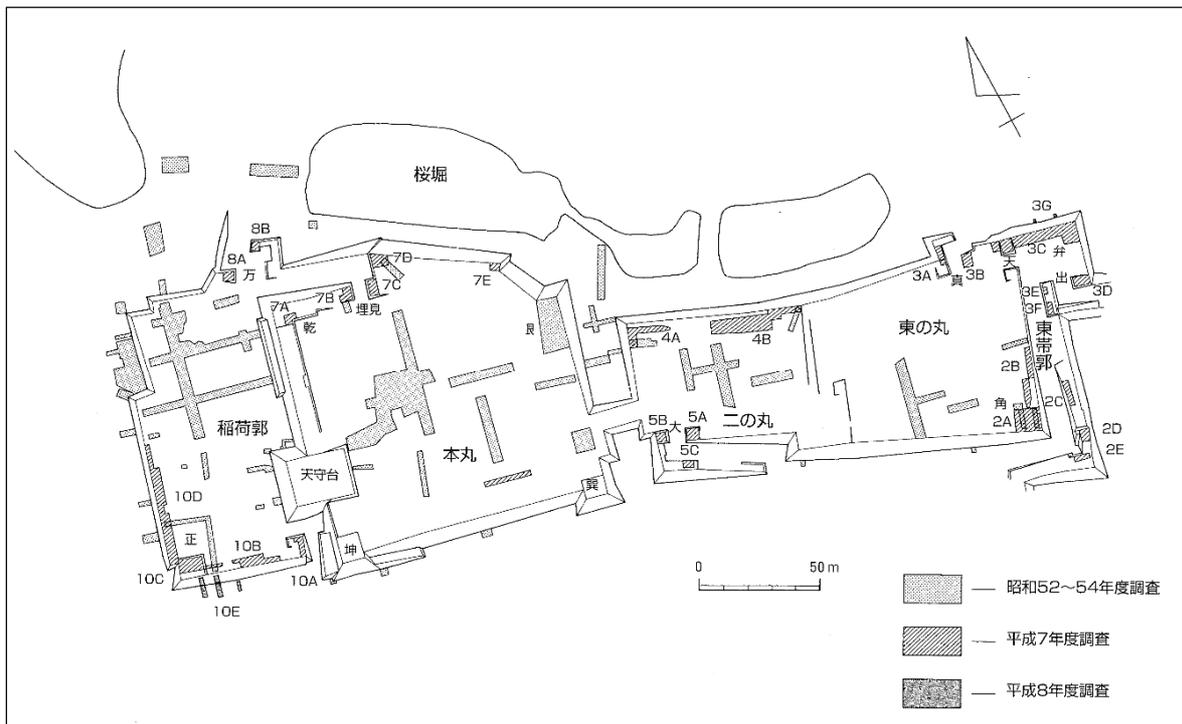


図3-25 主要部調査区配置図
 (兵庫県教育委員会『明石城跡Ⅲ 兵庫県文化財調査報告第196冊』2000年)

(2) 石垣の形態と使用石材の調査

石垣については、現状の遺構観察からの分析も行われてきた。使われている石材に花崗岩と凝灰岩の2種類があることや、刻印が多くみられること、天守台への石段には宝篋印塔の基礎が転用されていることが早くから指摘されている。積み方の特徴からは、花崗岩が主に使われている巽櫓と坤櫓の石垣で「法式」による反（カーブ）や、隅角部で角脇石まで規格化された算木積が使われていることから、この部分は築城時より下の寛永年間に積まれた可能性が指摘されていた。この石垣には稜線をノミで削り出す「江戸切り」も観察でき、そのことも時期が下ることを裏付ける。坤櫓の周囲や本丸西側には、石垣の孕み出しを抑えるために付け加えられた石垣がある。これらが築かれたのは、さらに下の江戸時代中期以降と考えられる。

昭和52年（1977）～54年（79）の発掘調査では、石材に刻まれた刻印を中心とした石垣調査も実施された。これにより86種1445個の刻印が確認されている。また、花崗岩と凝灰岩で刻印の種類が異なることも分かった。石の産地は花崗岩が淡路島と舞子の西石ヶ谷採石場などの可能性が高いことも明らかになっている。花崗岩は、この頃に幕府により築城が進められた尼崎城や大坂城でも使われており、明石城築城への幕府の関与を示すものと推定される。また、淡路の花崗岩については、築城にあたり忠政の姉婿である蜂須賀至鎮が、領地であった淡路の石の使用を申し出ていることとの関係も指摘されている。凝灰岩はいわゆる竜山石で、高砂市竜山および加西市高室、長で採石される石材である。

時期については、明らかに後補である押さえの石垣が凝灰岩であることや、元禄に再普請された天守台でも凝灰岩が主に用いられていることから花崗岩より後に凝灰岩が使用されたことが分かる。ただ、その中の刻印には姫路城などと共通するものもあり、船上城や淡路の岩屋城から運ばれてきたものが含まれている可能性もある。

(3) 史跡等の周辺地域（明石城武家屋敷跡）の調査

明石城は段丘の西から主郭をなす本丸・二ノ丸・三ノ丸（のちの東ノ丸）を設け、本丸の西には西ノ丸（のち稲荷曲輪）・捨曲輪（のち山里曲輪）、南には下屋敷・家老屋敷を配置した。築城から数十年は屋敷群が城内にあった。

武家屋敷は段丘の海側、崖下側に広がる沖積地上に立地し、標高は約3m、段丘との比高差は約20mである。上層は主として海食崖直下に堆積した大阪層群由来の中～細砂の再堆積層からなり、部分的に小礫が混入する。下層はシルト～粘土層となり、層理のみられない均質な堆積物で構成される。今から約6000年前、海は内陸部にまで入り込み、巽櫓・坤櫓が建てられている台地の裾あたりに汀線があった。その後、気候は寒冷化に向かい現在の海岸線まで後退した。その時に、海岸線と平行に堤防のような形状をした砂堆（砂嘴）が順次、三列つくられたといわれている。武家屋敷にみられる地形・地質は、上昇していた海水準が現海岸線まで退くのに伴い形成されたものである。

明石城武家屋敷の発掘調査は、明石駅前の交通渋滞を緩和するために計画された山陽電鉄連続立体交差事業に伴い、昭和60年（1985）から始まり、平成30年（2018）現在までに約140件行われてきた。

当初、山陽電鉄明石駅から東西へそれぞれ約500mの範囲を調査した結果、建物跡・築地堀跡・上水道・池・井戸などが見付き、市街地の下に武家屋敷跡が眠っていることが分かった。特に、この調査で注目されたのが屋敷と屋敷を区画する溝の存在であった。絵図に描かれた武家屋敷と比較検討できるようになり、江戸時代につくられた土地区画が現存する道路・路地・溝・敷地境界として残されていることが分かった。そこで、明治19年(1886)『兵庫県明石郡大明石村全図』に記された地番と現在の地番とを比較検討し、『明石城下復元図』が作成された。その後はこの復元図に従い、個人住宅・マンションなどの建築場所が武家屋敷跡であるかを確認し、先だって発掘調査を実施している。これまでの調査で、道路や屋敷を区画する溝の検出から絵図に描かれた武家屋敷の位置が確認できたのを始め、竹管を使った上水道、屋敷内に埋められた胞衣壺などから当時の生活や風習が徐々にではあるが明らかになっている。

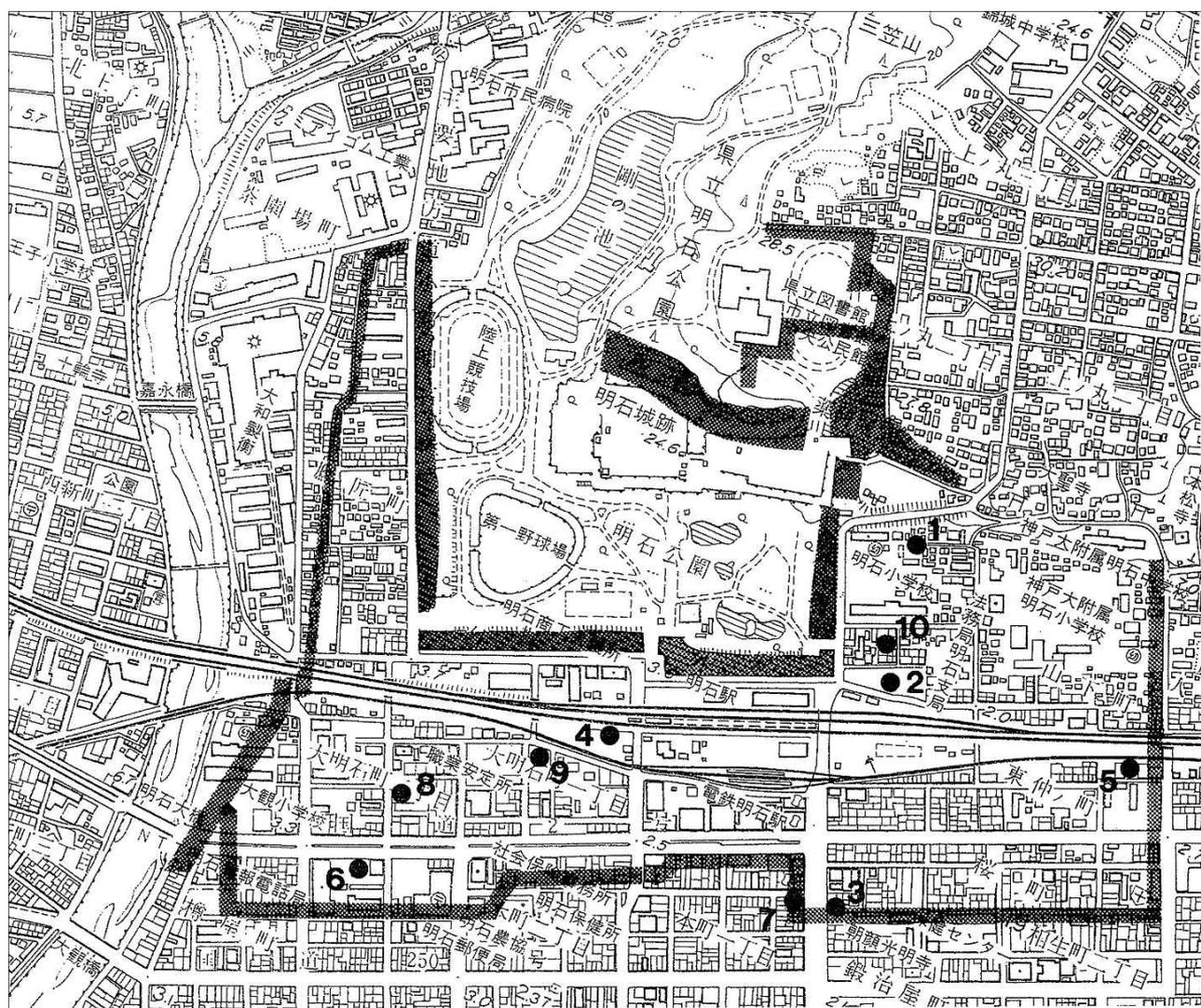


図3-26 明石市による明石城武家屋敷跡の調査地点(1~10は表3-3と対応)

(明石市教育委員会『明石城武家屋敷跡Ⅱ-東仲ノ町地区市街地再開発事業に伴う発掘調査報告書-』2000年)

表 3-3 明石市による明石城武家屋敷跡の調査概要

番号	調査場所	調査期間	調査面積	遺構・遺物	備考
1	山下町 807-1	1987. 10-88. 3	1,700 m ²	礎石建物跡 地割り跡 井戸・土坑 陶磁器類 胞衣壺	『文久年間明石町之図』の大井・大村・藤井・間宮家にあたる。藤井家の玄関あたりの礎石周辺から胞衣壺が出土した。なお、戦時中の防空壕が出土している。
2	山下町 11	1989. 4-7	1,800 m ²	上水道・池 井戸・土坑 溝・井堰 陶磁器類 瓦	『文久年間明石町之図』の講武所跡にあたる。屋敷境より竹管を用いた上水道施設と井戸が検出された。中堀に近い地点では堀と対応する大溝が検出され、推移を調整する井堰遺構が確認された。
3	桜町 1189-2 他	1991. 2-4	300 m ²	外堀跡 鍛冶工房跡 陶磁器類 鞆の羽口	木村家と外堀跡を検出した。楕円形をした炉と鞆の羽口、周辺から出土した鉄滓から鍛冶工房跡であることがわかった。外堀の南には職人町・鍛冶屋丁が広がる。
4	大明石町 1丁目 1284-1	1992. 7-11	1,700 m ²	道路・側溝 上水道・門跡 陶磁器類 胞衣壺 木札・酒樽	西中ノ丁の通りに面する西村・水野・山本・斎藤家にあたる。道幅は、絵図に4間と記述されているとおり7.2m、川原石を並べた側溝が認められた。側溝に沿って東西方向にのびる上水道・全長60mを検出した。
5	東仲ノ町 980-1 他	1993. 1-4	1,500 m ²	池・井戸・溝 陶磁器類	宮崎・櫻井・三好・間宮家にあたる。地割り溝・川原石積みの井戸・厨房と考えられる掘立柱建物跡、そこからの排水を溜めた池を検出した。武家屋敷裏手の土地利用の様相を知ることができる。
6	樽屋町 8-5	1993. 4-7	540 m ²	明石焼窯跡 外堀跡 井戸 陶磁器類 近代明石焼	外堀北側の真砂家にあたる。近代の生活面から窯跡3基を検出した。全長1.2mの小さなダルマ窯である。焚口に素焼の小壺が残り灰原から桜漬の壺が出土した。「明石三国」刻印のある徳利も見つかっている。
7	本町 1丁目 6-1 他	1995. 7	72 m ²	外堀跡 石垣 陶磁器類	町屋と接する外堀・全長18mを検出した。外堀には、約50×40×40cm大の花崗岩の切り石が5段積まれていた。石垣の裏込めからは、18末～19世紀の陶磁器が出土している。
8	大明石町 2丁目 31-3	1995. 8-12	1,400 m ²	井戸・溝・池 土坑・防空壕 磁器類 焼夷弾	寺岡家と粕谷家にあたる。調査区の中央部分で約1.5m間隔の東西方向に一直線に並ぶ柱穴を検出した。この板塀跡を中心にして左右に溝が平行にはしり、そして井戸を備えた池が対峙するように配置される。
9	大明石町 1丁目 4-1 他	1996. 1-3	600 m ²	池・井戸 陶磁器類 瓦	松平家で北は西中ノ町、西は中土手丁へ通じる道路と接する。一辺5mの正方形を呈した掘り込みは深さが1.4mで肩部には5～10cm大の円礫を敷く。北辺の傾斜面にステップを2段構える。自噴井と考える。
10	山下町 956-3	1996. 8-10	970 m ²	池・井戸・溝 陶磁器類 瓦・土管	山下丁の通り南に位置する大藤家にあたる。調査区の中央部分で段丘崖から流れ出た水を利用したと思われる溝を検出した。この溝の北側に広がる空地には屋敷、南側は検出した畝から畑地であったと考えられる。

出典：『明石城武家屋敷跡Ⅱ—東仲ノ町地区市街地再開発事業に伴う発掘調査報告書—』明石市教育委員会、2000年

3-5 現状変更の履歴

史跡の現状変更許可申請は、国史跡指定を受けた平成16年（2004）年以降の調査、整備、開発行為等の土地形質の変更等に係る行為について随時提出されている。

下表は、平成22年度から平成30年度における現状変更の履歴を区分して整理したところ、ア) 史跡の整備（3件）、イ) 公園施設の整備（21件）、ウ) 埋設管の整備（5件）であり、公園施設の整備に関するものが大半を占める。

表3-4 現状変更の履歴

文章番号	申請日	区分	内容
東播（加土）第1519-3号	平成23年3月9日	イ) 公園施設	史跡 明石城内に所在する明石公園 公衆便所(公衆3号)の撤去・新築工事
東播（加土）第1385号	平成23年8月5日	イ) 公園施設	史跡 明石城内に所在する明石公園 公衆便所(西館)の撤去・新築工事
東播（加土）第1398号	平成23年8月18日	ア) 史跡 イ) 公園施設	史跡 明石城内に所在する下記の施設に関する補修・改築工事に伴う、事前の発掘調査 ①西館付近園路補修工事 ②陸上競技場付近主園路補修工事 ③剛ノ池中島護岸改築工事 ④葉研堀護岸補修工事 ⑤公衆7号便所撤去工事
東播（加土）第1933号	平成25年1月16日	イ) 公園施設 ウ) 埋設管	史跡 明石城内に所在する下記の施設に関する補修・改築工事に伴う、事前の発掘調査 ①公衆7号便所新設関連水道管敷設工事 ②高圧電線管敷設工事（陸上競技場と第一野球場との間） ③ガス管改修工事（正面入口～サービスセンター前及び陸上競技場南西入口付近） ④雨水排水管改修工事（正面入口～サービスセンター前） ⑤園路補修工事（東ノ丸入口～葉研堀周）
東播（加土）第1306号	平成25年6月27日 平成25年11月15日許可	イ) 公園施設 ウ) 埋設管	史跡 明石城内に所在する下記の施設に関する補修・改築工事に伴う、事前の発掘調査 ①公衆7号便所撤去工事 ②公衆7号便所新設関連水道管敷設工事 ③高圧電線管敷設工事（陸上競技場と第一野球場の間）
東播（加土）第1486号	平成26年8月12日 平成26年9月19日許可	イ) 公園施設 ウ) 埋設管	公園公衆便所（公衆7号）を撤去工事・新築関連管路敷設工事
東播（加土）第2050号	平成26年12月26日 平成27年1月8日許可	イ) 公園施設	花壇撤去・店舗工作物撤去
東播（加土）第2051号	平成26年12月26日 平成28年1月5日 平成28年1月22日許可	ウ) 埋設管	雨水配水管敷設工事 ガス管撤去
東播（加土）第1356号	平成28年8月1日 平成28年8月3日許可	イ) 公園施設	園路舗装補修
東播（加土）第1646号	平成28年11月25日 平成28年12月1日許可	ウ) 埋設管	埋設管路敷設
東播（加土）第2088号	平成28年3月1日 平成28年3月5日許可	イ) 公園施設	工作物(遊具)の撤去・園路舗装修繕

東播（加土）第 1813 号	平成 29 年 1 月 19 日 平成 29 年 1 月 27 日許可	イ) 公園施設	高木剪定除伐
東播（加土）第 1453 号	平成 30 年 8 月 16 日 平成 30 年 9 月 4 日許可	イ) 公園施設	公衆 1 号便所内内装修繕
東播（加土）第 1454 号	平成 30 年 8 月 16 日 平成 30 年 8 月 29 日許可	イ) 公園施設	噴水修繕工事
東播（加土）第 1455 号	平成 30 年 8 月 16 日 平成 30 年 8 月 29 日許可	ア) 史跡	土塀漆喰塗直し工事
東播（加土）第 1451 号	平成 30 年 8 月 16 日 平成 30 年 8 月 29 日許可	イ) 公園施設	高木剪定除伐
東播（加土）第 1452 号	平成 30 年 8 月 16 日 平成 30 年 8 月 29 日許可	イ) 公園施設	建仁寺垣補修工事
東播（加土）第 1499 号	平成 30 年 8 月 16 日 平成 30 年 10 月 19 日許可	イ) 公園施設	公園 1 号便所内外装修繕
東播（加土）第 1622 号	平成 30 年 10 月 5 日 平成 30 年 10 月 12 日許可	ア) 史跡	城壁補修足場設置
東播（加土）第 1648 号	平成 30 年 10 月 15 日 平成 30 年 10 月 23 日許可	イ) 公園施設	建仁寺撤去後補修
東播（加土）第 1770 号	平成 30 年 11 月 27 日 平成 30 年 12 月 4 日許可	イ) 公園施設	樹木除伐
東播（加土）第 1800 号	平成 30 年 12 月 3 日 平成 30 年 12 月 6 日許可	イ) 公園施設	噴水制御盤交換等
東播（加土）第 1974 号	平成 31 年 1 月 30 日 平成 31 年 7 月 5 日許可	イ) 公園施設	植生シート
東播（加土）第 2059 号	平成 31 年 2 月 22 日 平成 31 年 3 月 25 日許可	イ) 公園施設	転落防止柵設置
東播（加土）第 2060 号	平成 31 年 2 月 22 日 平成 31 年 2 月 27 日許可	イ) 公園施設	カメラスタンド設置